平成24年度
特許審査等の質についての
ユーザーアンケート報告書

平 成 ２ ５ 年 ６ 月

特　　許　　庁

要約

Ⅰ．はじめに

近年高まりつつある審査の質の維持・向上への内外の要請に応えるためには、法令・基準等に従い安定的かつ十全な権利の付与を行うことはもとより、出願人や権利を行使される第三者を含めた制度ユーザーのニーズを適切に把握し、常に改善を図っていく姿勢が求められています。

そのためには、多くのユーザーを対象とした調査を継続的に行うことが有用であり、「知的財産推進計画2012」においても、ユーザーによる品質評価の確立が求められているところです。

こうした中、特許審査における改善点等を明らかにすること、及び、ユーザーによる審査の品質評価の在り方について検討を行う際に必要となる情報を得ることを目的として、本アンケート調査を行いました。この調査ではユーザー675者、国内・国際出願案件合わせて2，765件を対象とし、その回収率はユーザーの審査への高い関心もあり9割を超えました。

本報告書は、アンケート集計結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告するものです。

Ⅱ．アンケート集計結果と詳細分析の概要（→本文2．（1）を参照）

①　特許審査の質全般について

最近(1年程度)の特許審査の質全般についての評価（全体評価）で「普通」以上の評価（満足、比較的満足、又は普通）[1]が占める割合は約88％であり、概ね問題がないと考えられます。

ただし、項目別で見ると、「審査官間・審査室間でのばらつきのない判断」に対して不満があると回答した割合が約48％と多く、進歩性の判断、記載要件の判断、単一性の判断に対して不満があると回答した割合が25％前後と横並びで続いています。

また、ユーザーの出願規模別[2]に分析したところ、中小規模の出願人では、大規模の出願人よりも、不満があると回答した割合が高いことが分かりました。

なお、自由記載による回答では、否定的意見が大半を占める中で、審査官とのコミュニケーション（面接・電話応対）については、肯定的意見も多くなされており、ユーザーにとって関心の高い事項であることがうかがえます。

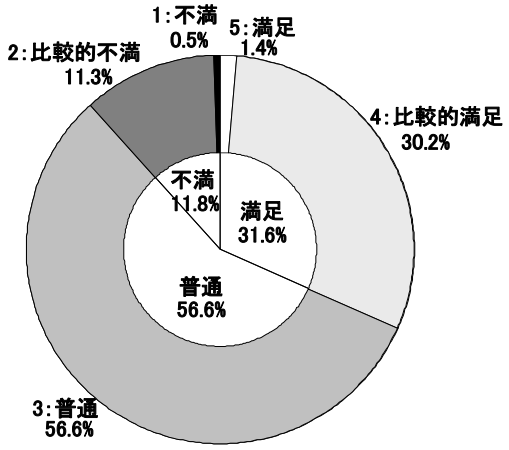

図ⅰ．特許審査の質全般についての評価

[1] 評価は5段階評価（5:満足、4:比較的満足、3:普通、2:比較的不満、1:不満）によるものである。

[2] 2010年の国内出願件数が1000件以上の者を「大規模出願人」とし、1000件未満の者を「中小規模出願人」とした。

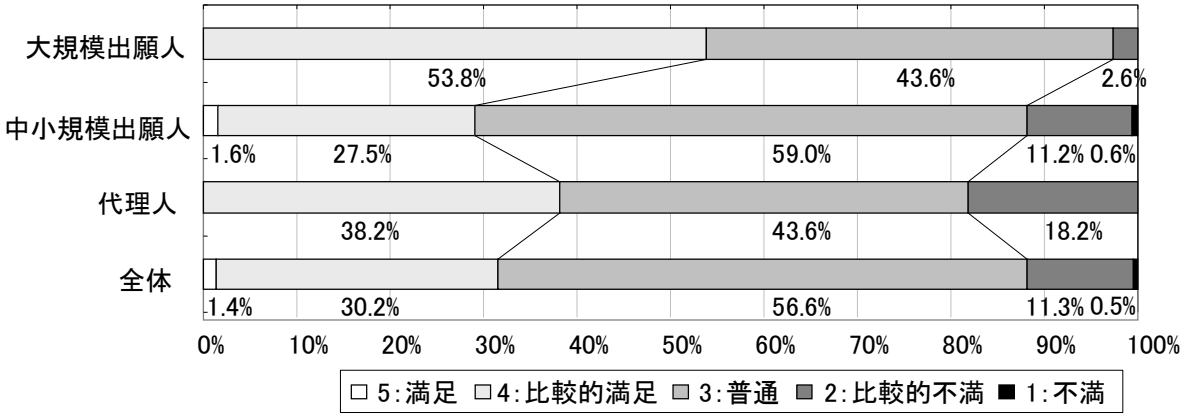

図ⅱ. 特許審査の質全般についての評価(出願規模別)

② 国際調査報告等の質全般について(→本文2.(2)を参照)

最近(1年程度)の国際調査等の質全般についての評価(全体評価)で、「普通」以上の評価が占める割合は約95%であり、国際調査等の全体評価についても概ね問題がないと考えられます。

ただし、項目別で見ると、「外国文献の調査」(約29%)、「非特許文献の調査」(約28%)、「国際段階と国内段階でのばらつきのない判断」(約28%)に対して不満があると回答した割合が高くなりました。

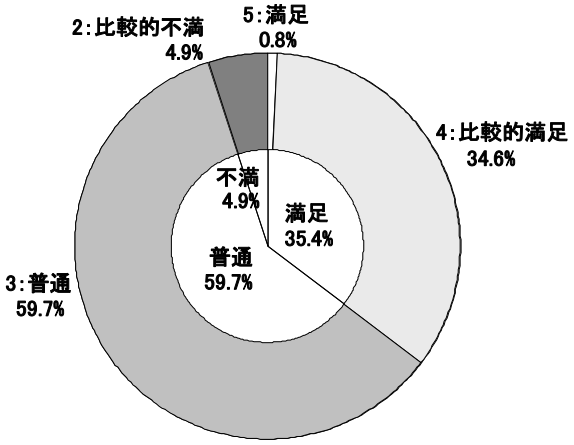

図ⅲ. 国際調査等の質全般についての評価

③ 特定案件(国内出願)に関する特許審査の質について(→本文2.(3)を参照)

アンケート対象となった特定の国内出願案件に関する特許審査の質について「普通」以上の評価が占める割合は約85%でした。これに加え、「満足(比較的満足を含む)」の評価が、上記全体評価に比べ、52.1%と高いことから、個々の出願レベルからみても特許審査の質については概ね問題なく、多くのユーザーから支持されていると考えられます。

一方、不満がある(約15%)と回答した具体的な理由としては、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない」との指摘や、「新規性・進歩性に関する判断に不満がある」

との指摘が多くなされました。
また、各案件の最終処分別に集計したところ、応答なし拒絶査定案件について不満があると回答した割合は、特許査定案件についての場合と同程度に低く（約12％）、ユーザーの応答なし拒絶査定に対する納得感の高さを示しています。

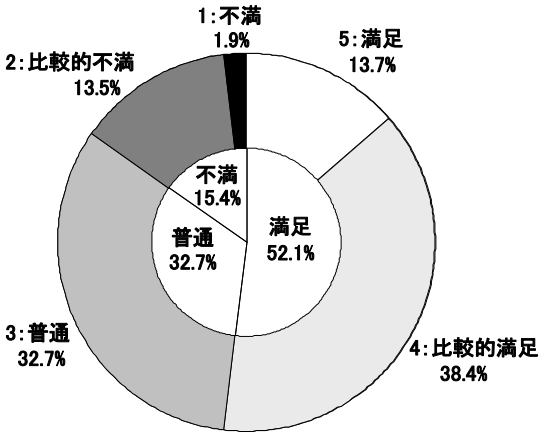

図ⅳ．特定の国内出願に関する審査の質についての評価

④ 特定の国際出願に関する国際調査等の質について（→本文2．（4）を参照）

アンケート対象となった特定の国際出願に関する国際調査等の質について「普通」以上の評価が占める割合は約87％であり、加えて国際調査等の全体評価と比較し、「満足（比較的満足を含む）」の評価が54．3％と高いことから、個々の出願レベルからみても国際調査等の質については概ね問題なく、多くのユーザーから支持されていると考えられます。
一方、不満がある（約13％）と回答した具体的な理由として、「新規性・進歩性に関する判断に不満がある」、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない」、「引用箇所の指摘が不十分」との指摘が多くなされました。

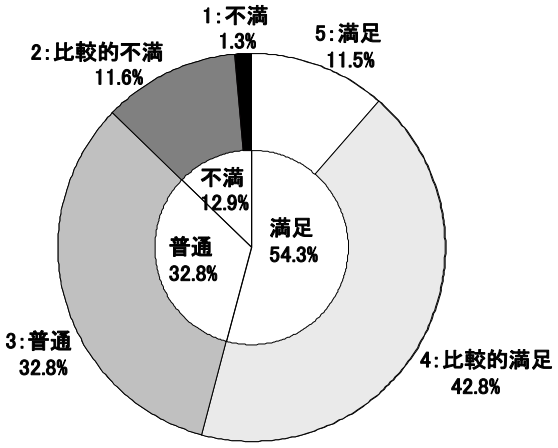

図ⅴ．特定の国際出願に関する国際調査等の質についての評価

⑤ 全体評価に対する各個別項目の評価の影響の分析（→本文3.（1）を参照）

今般のアンケート結果を用い、個別項目ごとの質の評価が審査等の全体評価へどのように影響（相関）しているのか分析・考察しました。この結果から、ユーザー評価の向上のためには、特許審査では「拒絶理由通知等の記載」、「進歩性の運用」、「ばらつきのない判断」など、審査の全体評価への相関が高く、現状の評価が必ずしも高くない項目を中心に質を高めることが重要といえます。

下のグラフ（図vi）は、特許審査における各項目につき、横軸を項目ごとの5段階評価の平均値、縦軸を全体評価との相関係数として示したものです。当該グラフでは、左方にあるほどアンケートでの5段階評価が低く、また上方にあるほど全体評価への影響が大きいといえるものです（「重点課題」に近い項目）。

同様の分析により、国際調査等では「新規性・進歩性の判断」「新規性・進歩性の見解の記載」などの項目が、国際調査等の全体評価への相関が高く、質を高めることが重要だといえます。

また、「外国特許文献の調査」や「非特許文献の調査」は、ユーザーの評価が低くても全体評価の低下にはつながりにくい一方、これらの項目の評価が高ければ全体評価の向上に寄与する性質のものであることが分かりました。

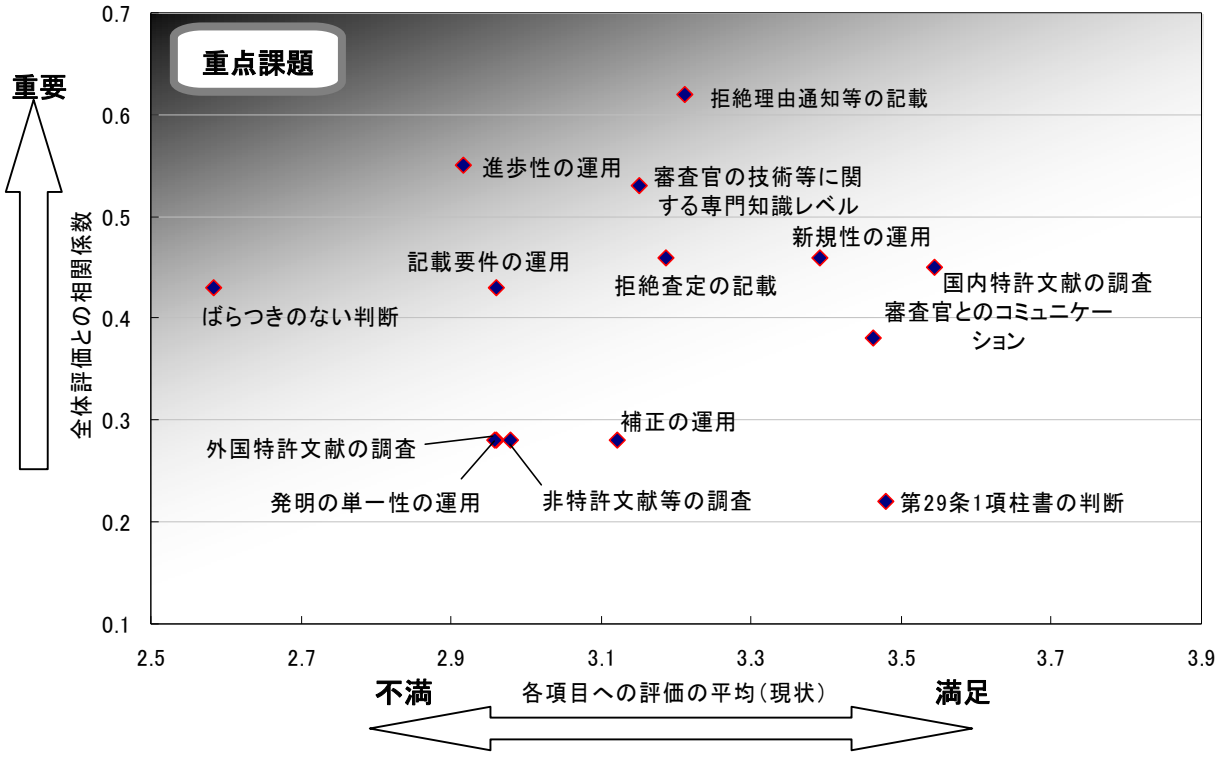

図vi．各項目に対する現状の評価と、全体評価との相関係数（国内出願）

⑥ 個別案件についての詳細分析（→本文3.（2）を参照）

アンケートで不満を指摘された個別案件について、指摘の詳細な内容を分析したところ、その多くが今後の運用等の改善に有用な意見でした。

具体的には、拒絶理由通知等の記載や新規性・進歩性の観点から、「一致点・相違点に関する認定及び記載」、「引用文献に関する認定及び認定内容の拒絶理由通知等への記載」、「組合せ等の論理付けに関する認定及び記載」などに対する不満が多く指摘されました。

その他、「明確性要件の判断」などに対しても、多くの指摘がなされました。

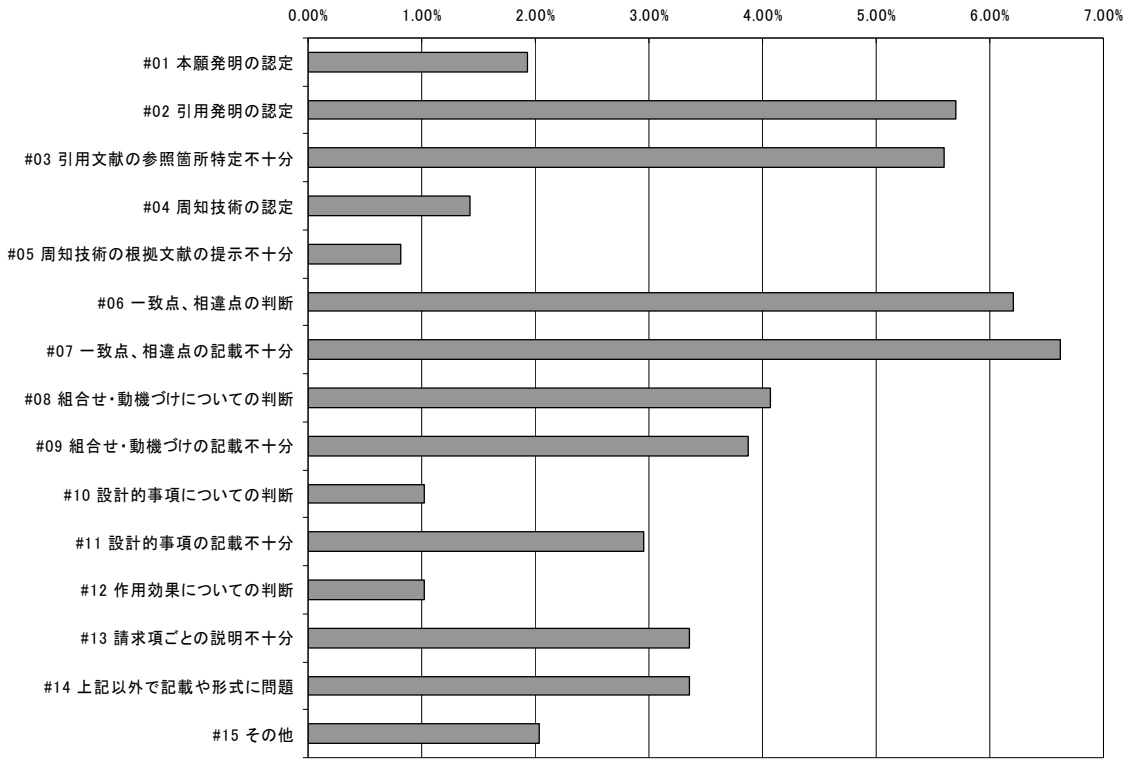

図vii. 新規性・進歩性に関する指摘の分析結果（指摘件数の割合）

⑦ 本アンケート調査自体の改善について（→本文5. を参照）

本調査の結果、今後のアンケート調査に向けて、設問の構成、公開の時期や方法、特定の出願についてのアンケート内容、及びアンケート調査票の形式について検討の必要があると考えられます。

Ⅲ. ユーザーからの主な要請について（→本文4. を参照）

アンケートを分析した結果、ユーザーからは、特に以下の点に関して高い要請があることが分かりました。特許審査及び国際調査等においては、これらの要請にも留意しながら、引き続きその質の維持・向上に努めてまいります。

① 新規性・進歩性についての的確な判断と通知等の記載の充実（→本文p. 36～38）

新規性・進歩性についての判断や通知等の記載は、特定の出願に関する不満の原因の中で比較的多く指摘されるのみならず、これらの評価は、審査の全体評価に最も影響しやすいとの相関分析が得られました。

具体的には、個別案件の詳細な分析により、「一致点・相違点」、「引用文献の認定」、「組合せ・動機づけ」の順に、主要な審査の判断過程等に対し、指摘が多いことが分かりました。また、拒絶理由通知等の記載において、上記の審査官の判断過程が十分に記されていないとの指摘が多く、出願人との意思の疎通に関し、より十分な配慮が求められています。

② 審査判断のばらつきの低減（→本文p. 38）

特許審査の評価において、審査と審判、あるいは国際段階と国内段階などにおける審査判断のばらつきに対する指摘が比較的多くなされました。中でも特に、国際調査等の質一般についての評価や個別案件の詳細分析では、日本国特許庁でなされる国際段階と国内段階での審査判断のばらつきに対し多くの指摘がありました。

③ 外国特許文献及び非特許文献調査の充実（→本文p. 38）

国内特許文献の調査に関しては、特許審査や国際調査等の質一般について、一定の評価を得ていますが、外国特許文献や非特許文献調査に対しては、全体的に低い評価に止まっています。個別項目の評価と全体評価との相関分析によれば、これらは「魅力的品質」とされ、個別の評価が低くても全体評価の低下にはつながりにくい一方、個別の評価が高ければ全体評価の向上に寄与する性質のものであることが確認されました。国際的に通用する安定した権利設定のために、外国特許文献や非特許文献の調査の重要性が高まりつつある中、これら文献の調査を充実させることも有効です。

④ その他（→本文p. 38～40）

上記のほか、ユーザーからは、出願人の手続及びコスト負担への配慮や、面接や電話応対などの対応についての指摘を受けました。

目次

要約 I

１．調査の概要 1
（１）背景 1
（２）本調査の目的 1
（３）ユーザーアンケートの収集方法 1
（４）アンケート調査票について 1
（５）アンケート対象 2
（６）回収結果 2
（７）本報告書における「満足」及び「不満」の用語について 3

２．アンケート集計結果 4

（１）特許審査の質一般について（国内出願） 4
①特許審査の質全般について 4
②質全般の評価（出願規模別）について 4
③項目別の質の評価について 5
④上記各項目に関する意見・要望について 6
⑤他国庁との比較について 7
⑥その他のコメント（自由記載）について 8

（２）国際調査等の質一般について（国際出願） 9
①国際調査等の質全般について 9
②項目別の質の評価について 9
③上記各項目に関する意見・要望について 10
④他国庁との比較について 11
⑤その他のコメント（自由記載）について 12

（３）特定の特許出願における審査の質について（国内出願） 13
①アンケート対象案件における特許審査の質について（全般） 13
②アンケート対象案件における特許審査の質について（最終処分別） 13
③アンケート対象案件における特許審査の質について（拒絶理由通知回数別：特許査定） 14
④アンケート対象案件における特許審査の質について（拒絶理由通知回数別：拒絶査定） 15
⑤アンケート対象案件における審査の質に満足している理由について 16
⑥アンケート対象案件における審査の質に不満がある理由について 17

（４）特定の国際出願における国際調査等の質について（国際出願） 18
①アンケート対象案件における国際調査等の質について（全般） 18
②アンケート対象案件における調査等の質に満足している理由について 18
③アンケート対象案件における調査等の質に不満がある理由について 19

３．アンケート回答内容の詳細分析 20

（１）各評価項目と全体評価との相関分析 20
①分析の内容 20
②各評価項目の評価と全体評価との相関係数（国内出願） 20
③各評価項目の評価及び全体評価との相関（国内出願） 21
④外国特許文献調査及び非特許文献調査における評価の影響について 23
⑤各評価項目の評価と全体評価との相関係数（国際出願） 25

⑥各評価項目の評価及び全体評価との相関（国際出願） 26

（２）個別案件の具体的な指摘事項の分析について 27
①分析の内容 27
②新規性・進歩性に関する指摘について 29
③記載要件、単一性、及び補正要件に関する指摘について 29
④サーチ、拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘について 30
⑤審査のばらつき、個々の審査官、その他に関する指摘について 31
⑥国内出願と国際出願との指摘傾向の違い 32
⑦自由記載案件と特定案件との指摘傾向の違い 34

４．ユーザーの主な要請と留意点 36

（１）新規性・進歩性についての的確な判断と通知等の記載の充実 36

（２）審査判断のばらつきの低減 38

（３）外国特許文献及び非特許文献調査の充実 38

（４）その他の要請 38
① ３６条（記載要件）の運用 39
② 引用文献等の提示 39
③ 出願人の負担に対する配慮 39
④ 面接・電話応対 39

（５）ユーザーとの相互理解が必要な点について 40

５．今後のユーザーアンケート調査に向けて 41
（１）設問の構成 41
（２）公開の時期、方法 41
（３）特定の出願についてのアンケート内容 41
（４）アンケート調査票の形式 41

（付録）アンケート調査票（Ａ～Ｄ票） 42

図表一覧

図 1. 質全般への評価：国内出願 4
図 2. 質全般への評価（出願規模別）：国内出願 5
図 3. 項目別の評価の割合：国内出願 6
図 4. 各項目に関する意見・要望：国内出願 7
図 5. 質全般への評価：国際出願 9
図 6. 項目別の評価の割合：国際出願 10
図 7. 各項目に関する意見・要望：国際出願 11
図 8. 特定案件の審査の質への評価：国内出願 13
図 9. 特定案件の審査の質への評価の割合：国内出願（最終処分別） 14
図 10. 特定案件の審査の質への評価の割合：国内出願(特許査定：拒絶理由通知回数別） 15
図 11. 特定案件の審査の質への評価の割合：国内出願(応答なし拒絶査定：拒絶理由通知回数別） 15
図 12. 特定案件の審査の質への評価の割合：国内出願(意見拒絶査定：拒絶理由通知回数別） 16
図 13. 特定案件の調査等の質への評価：国際出願 18
図 14. 個別の評価項目の評価と全体評価の関係（例） 20
図 15. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数（国内出願） 21
図 16. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数（国内出願） 22
図 17. 個別の評価と全体評価の関係の比較 23
図 18. 品質要素の充足状況と全体の満足感の関係 24
図 19. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数（国際出願） 25
図 20. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数（国際出願） 26
図 21. 指摘事項の分類項目一覧 28
図 22. 新規性・進歩性に関する指摘件数の割合 29
図 23. 記載要件、単一性、補正要件に関する指摘件数の割合 30
図 24. サーチ、拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘件数の割合 31
図 25. 審査のばらつき、個々の審査官、その他に関する指摘件数の割合 32
図 26. 国内出願と国際出願との指摘件数の割合 33
図 27. 自由記載案件と特定案件との指摘件数の割合 35

表 1. A・B票（国内出願）の対象者・対象案件の選定方法等 2
表 2. C・D票（PCT出願）の対象者・対象案件の選定方法等 2
表 3. アンケートシートの回収結果 3
表 4. A・C票回答者の業種内訳 3
表 5. 質全般への評価：国内出願 4
表 6. 質全般への評価（出願規模別）：国内出願 4
表 7. 項目別の評価：国内出願 5
表 8. 日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点：国内出願 8
表 9. 日本国特許庁よりも他国の庁の方が優れていると感じている点：国内出願 8
表 10. 質全般への評価：国際出願 9
表 11. 項目別の評価：国際出願 10
表 12. 日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点：国際出願 11
表 13. 日本国特許庁よりも他国の庁の方が優れていると感じている点：国際出願 12
表 14. 特定案件の審査の質への評価：国内出願 13
表 15. 特定案件の審査の質への評価：国内出願(最終処分別） 14
表 16. 特定案件の審査の質への評価：国内出願(特許査定：拒絶理由通知回数別） 14
表 17. 特定案件の審査の質への評価：国内出願(応答なし拒絶査定：拒絶理由通知回数別） 15
表 18. 特定案件の審査の質への評価：国内出願(意見拒絶査定：拒絶理由通知回数別） 16
表 19. 特定案件の審査の質に満足している理由：国内出願 16
表 20. 特定案件の審査の質に不満がある理由：国内出願 17
表 21. 特定案件の調査等の質への評価：国際出願 18
表 22. 特定案件の調査等の質に満足している理由：国際出願 18
表 23. 特定案件の調査等の質に不満がある理由：国際出願 19
表 24. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数（国内出願） 21

表 25. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数（国内出願） 22
表 26. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数（国際出願） 25
表 27. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数（国際出願） 26

1．調査の概要

（1）背景

近年、事業拡大や研究開発への円滑な投資を促す上で、特許権の役割が高まる中、各国知的財産庁には、審査の質の維持・向上が強く求められています。このような要請に応えるためには、法令・基準等に従い安定的かつ十全な権利の付与を行うことはもとより、出願人や権利を行使される第三者を含めた制度ユーザーの視点からのニーズを適切に把握し、常に改善を図っていくことが重要です。

特許庁では、ユーザーニーズを把握するための取組の一環として、平成19年度から国内出願及び国際出願（PCT 出願）について年度ごとに各100数十件ずつ抽出し、当該案件の審査及び国際調査の質に関するアンケート調査を実施してきました。また、特許庁産業財産権制度問題調査研究事業[3]において、知的財産研究所による「特許審査の出願人等による評価を踏まえた品質監理手法に関する調査研究」（平成19年度）及び「ユーザーの利便性を向上させる特許審査の運用に関する調査研究」（平成22年度）として、特許審査等の品質に関するアンケート調査が行われました。

今後も、ユーザーの声を反映し改善につなげていくために、多くのユーザーを対象とした調査を継続的に行うことが有用です。また、「知的財産推進計画2012」[4]においても、ユーザーによる品質評価の確立が求められているところです。

（2）本調査の目的

上記の背景を踏まえ、本調査は以下の2点を目的として行いました。

① 特許審査において改善すべき点等を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策等に反映すること。
② ユーザーによる審査の品質評価の在り方（ユーザーによる評価の収集手法や分析手法）について検討を行う際に必要となる情報を得ること。

（3）ユーザーアンケートの収集方法

下記（5）のように抽出したアンケート対象者に対し、電話連絡又は電子メールにより、アンケートへの協力を依頼するとともに、電子メールにより下記（4）のアンケート票を送付しました。
回答期間は約1か月とし、この期間内での回答の記入及び返送を依頼しました。

（4）アンケート調査票について

以下4種類の調査票（付録参照）を用いてユーザー評価の収集を行いました。

A票 ： 国内出願全般についてのアンケート → 各対象者に一部ずつ配付
B票 ： 特定の国内出願についてのアンケート → 対象案件数分を配付
C票 ： PCT 出願全般についてのアンケート → 各対象者に一部ずつ配付
D票 ： 特定の PCT 出願についてのアンケート → 対象案件数分を配付

[3] http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/chousa/zaisanken.htm
[4] http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2012.pdf

(5)アンケート対象

表 1 は、A・B票(国内出願)に関する対象者・対象案件の選定方法と、その者数・案件数を示したものであり、表 2 は、C・D票(PCT出願)に関する対象者・対象案件の選定方法と、その者数・案件数を示したものです。なお、A票及びC票の対象者には重複があり、この重複を除くと対象者は合わせて675者でした。

表 1. A・B票(国内出願)の対象者・対象案件の選定方法等

	対象者／対象案件の選定方法	者数／案件数	
A票	2010 年に筆頭出願人として 50 件以上の国内出願を行った内国出願人(個人を除く)のうち、2011 年に査定謄本の送達があった者	579 者	648 者
	2010 年に筆頭出願人として 50 件以上の国内出願を行った外国出願人(個人を除く)のうち、2011 年に査定謄本の送達があった者[*1]	58 者	
	小規模出願人[*2]	11 者	
B票	A票の対象者が筆頭出願人となっている国内出願のうち、2011 年に特許査定または拒絶査定がなされた案件の中からランダム抽出[*3]	2119 件	

*1 条件に該当する外国出願人は 72 者であったが、外国出願人へのアンケートに関しては筆頭代理人をアンケート対象者としたため、対象者数は 58 者となっている。

*2 2010 年に筆頭出願人として 5 件以上 50 件未満の国内出願を行った内国出願人であって、資本金が 3 億円以下かつ従業員数が 20～150 人の企業(製造業に限る。)から、過去の特許庁との面談や意見交換の実績等を踏まえて任意に抽出した。

*3 回答負担を考慮して1者あたりの対象案件数の下限を 2 件、上限を 5 件とし、対象者の 2010 年の筆頭国内出願件数に応じて 2～5 件を割り当てるように調整した。

表 2. C・D票(PCT出願)の対象者・対象案件の選定方法等

	対象者／対象案件	者数／案件数	
C票	2011 年に筆頭出願人として 18 件以上の PCT 出願を行った内国出願人(個人を除く)のうち、2011 年に国際調査報告または国際予備審査報告の発送があった者	257 者	268 者
	小規模出願人[*1]	11 者	
D票	C票の対象者が筆頭出願人となっている PCT 出願のうち、2011 年に国際調査報告または国際予備審査報告が発送された PCT 出願の中からランダム抽出[*2]	646 件	

*1 2011 年に筆頭出願人として 3 件以上 18 件未満の PCT 出願を行った内国出願人であって、資本金が 3 億円以下かつ従業員数が 300 人以下の企業(製造業に限る)から、過去の特許庁との面談や意見交換の実績等を踏まえて任意に抽出した。

*2 回答負担を考慮して1者あたりの対象案件数の下限を 2 件、上限を 5 件とし、対象者の 2011 年の筆頭 PCT 出願件数に応じて 2～5 件を割り当てるように調整した。

(6)回収結果

アンケートシートの回収率は、9割強でした(表 3 参照)。また、表 4 は、A票とC票それぞれの回答者の業種内訳を示したものです。

表 3. アンケートシートの回収結果

	配付済	回収済	回収率
A票	648 者	592 者	91.4%
B票	2119 件	1944 件	91.7%
C票	268 者	246 者	91.8%
D票	646 件	601 件	93.0%

表 4. A・C票回答者の業種内訳

業種[*1]	A票		C票	
	回答者数	割合	回答者数	割合
金属	36	6.1%	21	8.5%
建設	15	2.5%	0	−
機械	124	20.9%	47	19.1%
化学	106	17.9%	68	27.6%
食品・医薬	19	3.2%	16	6.5%
電気	161	27.2%	70	28.5%
その他工業	20	3.4%	4	1.6%
その他	25	4.2%	8	3.3%
学校・公的研究機関等	31	5.2%	12	4.9%
代理人	55	9.3%	0	−
合計	592	100%	246	100%

*1　業種内訳については、アンケート回答者の業種を、東証 33 業種、帝国データバンク産業分類表、日本標準産業分類、ユーザーの利便性を向上させる特許審査の運用に関する調査研究報告書(平成 23 年 2 月)、特許審査の出願人等による評価を踏まえた品質監理手法に関する調査研究報告書(平成 20 年 3 月)等を参考にして 9 業種(回答者が代理人の場合も含めると 10 業種)に分類した。なお、「その他工業」は、製造業のうち、金属、建設、機械、化学、食品・医薬、電気に分類されないもの(文具、玩具、スポーツ用品など)を意味し、「その他」は、製造業以外のもの(サービス業、運輸業、金融業など)を意味する。

(7)本報告書における「満足」及び「不満」の用語について

アンケート調査票(本報告書の末尾の(付録)を参照)では、各項目に関する評価を5(満足)、4、3(普通)、2、1(不満)の5段階で行いました。

本報告書では、特に断りがない限り、4の評価を「比較的満足」、2の評価を「比較的不満」と言い、ユーザーが「5」(満足)及び「4」(比較的満足)と回答した場合をあわせて「満足していると回答した」、「1」(不満)及び「2」(比較的不満)と回答した場合をあわせて「不満があると回答した」と言うこととします。

2. アンケート集計結果

(1)特許審査の質一般について(国内出願)

①特許審査の質全般について

・特許審査の質全般への評価(全体評価)において、満足しているという回答(31.6%)を含め、「普通」以上の評価が88.2%と、高い割合を占めました。

表 5 及び図 1 は、最近(1年程度)の特許審査の質全般についての5段階評価を集計したものです。

表 5. 質全般への評価:国内出願

5段階評価	回答数	割合
5:満足	8	1.4%
4:比較的満足	179	30.2%
3:普通	335	56.6%
2:比較的不満	67	11.3%
1:不満	3	0.5%
合計	592	100%

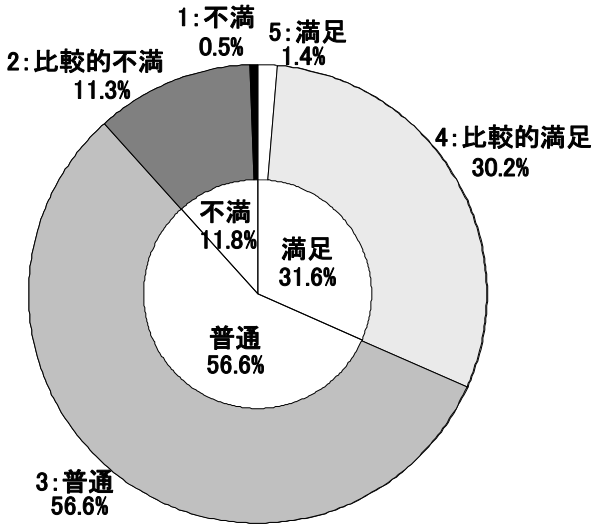

図 1. 質全般への評価:国内出願

②質全般の評価(出願規模別)について

・中小規模の出願人は、大規模の出願人よりも高い割合で、不満があると回答しています。

表 6 は、ユーザーの出願規模別の評価件数を示したもので、図 2 は、回答内容の割合を項目別に示したものです。なお、2010年の国内出願件数が1000件以上の者を「大規模出願人」[5]とし、1000件未満の者を「中小規模出願人」としました。

表 6. 質全般への評価(出願規模別):国内出願

	5:満足	4:比較的満足	3:普通	2:比較的不満	1:不満	合計
大規模出願人	0	21	17	1	0	39
中小規模出願人	8	137	294	56	3	498
代理人	0	21	24	10	0	55
全体	8	179	335	67	3	592

[5] 「大規模出願人」の割合は、A票のアンケート対象者全体の約 7%。

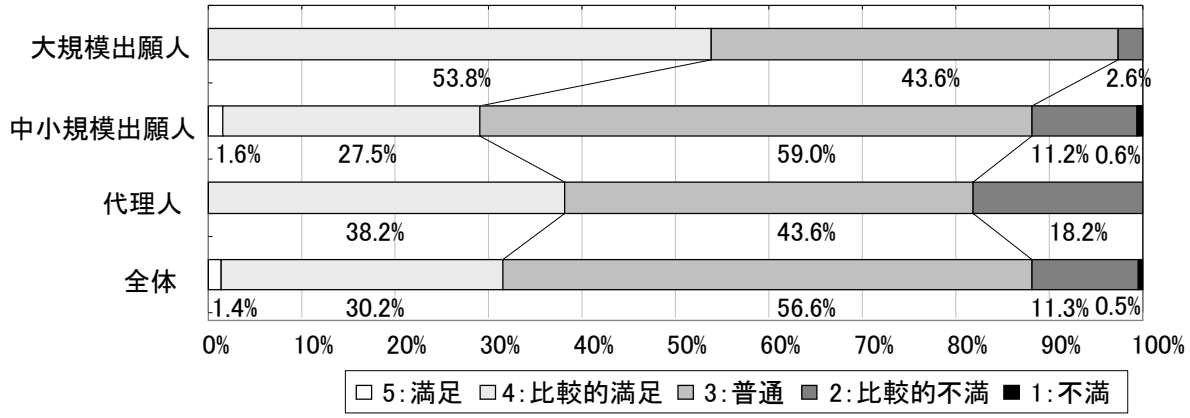

図 2. 質全般への評価(出願規模別):国内出願

③項目別の質の評価について

・全体評価において不満があると回答した割合が約12%と低い中で、個別項目では、「審査官間・審査室間でのばらつきのない判断」に対して不満があるという回答が、約48%と高い割合でした。
・個別項目では、これに続き、進歩性の判断、記載要件の判断、単一性の判断に対して不満があると回答した割合が、各25%前後でほぼ横並びでした。

表 7 は、項目別の評価件数を示したもので、図 3 は、表 7 から「分からない」という回答を除いた回答内容の割合を項目別に示したものです。

表 7. 項目別の評価:国内出願

質問項目		満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない
拒絶理由通知等(拒絶査定除く)の記載		13	198	286	87	6	2
拒絶査定の記載		12	158	350	59	7	6
審査官間・審査室間でのばらつきのない判断		5	58	230	236	33	30
条文の運用に関して	第 29 条 1 項柱書(産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否かの判断)	56	142	265	18	2	109
	第 29 条 1 項各号(新規性)	39	201	303	36	7	6
	第 29 条 2 項(進歩性)	6	118	306	139	20	3
	第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項(明細書・特許請求の範囲の記載要件)	12	120	305	131	18	6
	第 37 条(発明の単一性)	16	96	329	109	21	21
	第 17 条の 2 第 3 項～6 項(明細書、特許請求の範囲等の補正)	17	107	359	62	6	41
サーチに関して	国内特許文献の調査	49	257	254	19	8	5
	外国特許文献の調査	10	77	301	96	11	97
	非特許文献等の調査	7	88	278	86	13	120
審査官の技術等に関する専門知識レベル		15	154	313	82	8	20
審査官とのコミュニケーション(面接、電話による連絡等)		45	173	246	26	4	98

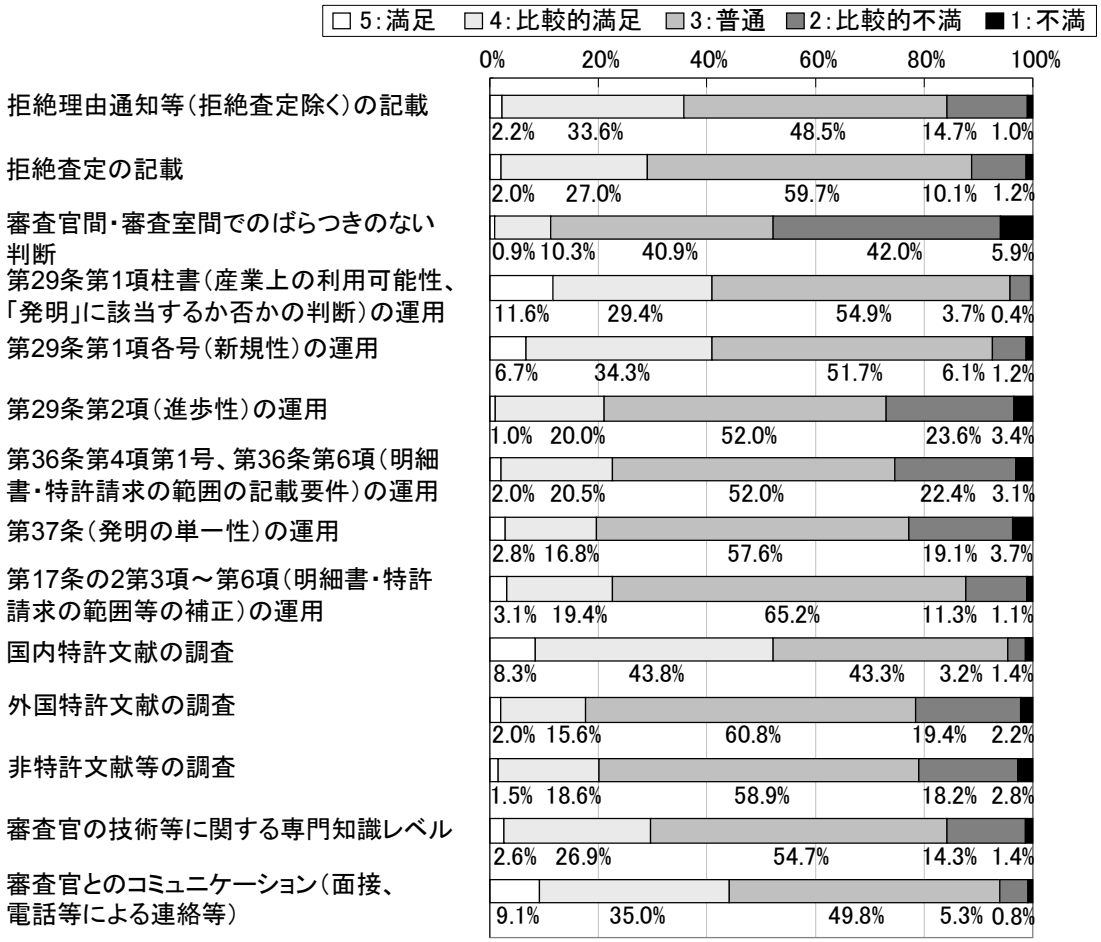

図 3. 項目別の評価の割合:国内出願

④上記各項目に関する意見・要望について

・自由記載によるユーザーからの追加の意見として、拒絶理由通知等の記載(171件)、審査のばらつき(144件)、審査官とのコミュニケーション(103件)、進歩性(47件)に関し多くのコメントがありました。
・審査官とのコミュニケーションに関しては、肯定的な意見も多く(48件)、ユーザーにとって関心の高い事項であることがうかがえます。

図4は、上記項目別の評価に関する意見・要望等(自由記載欄による回答)について、下記の各観点、及び肯定的又は否定的意見の別で分類し集計したものです。

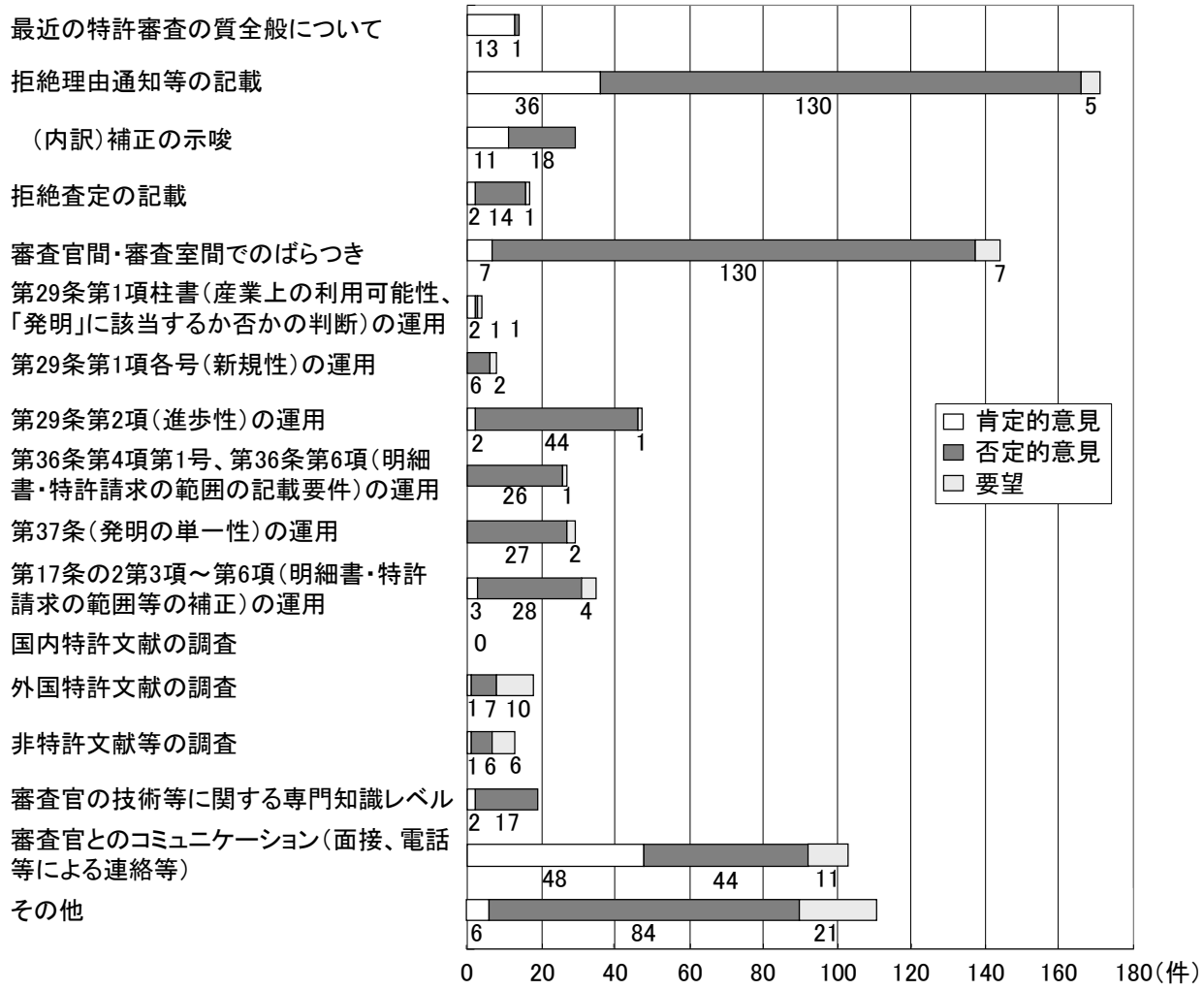

図 4. 各項目に関する意見・要望：国内出願

⑤他国庁との比較について

・日本国特許庁が優れている点として、新規性・進歩性等の判断、審査官の技術理解力、先行技術文献調査、ばらつきのない判断が多く挙げられました。
・欧州特許庁（EPO）は、先行技術文献調査、新規性・進歩性の判断、拒絶理由通知等の記載について、優れているという意見が多く挙げられました。
・米国特許商標庁（USPTO）は拒絶理由通知の記載、中国国家知識産権局（SIPO）は拒絶理由通知の記載、韓国特許庁（KIPO）は審査のスピードについて優れているという回答が比較的多く挙げられました。

表８は、特許審査の質に関し、日本国特許庁の方が他国の特許庁よりも優れていると感じる点について集計したものです。集計にあたっては、ユーザーの自由記載による回答を下記項目に沿って分類しました。

表 8. 日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点：国内出願

日本国特許庁が優れていると感じる点	指摘数[*1]
新規性・進歩性等の判断	123
審査官の技術理解力	78
先行技術文献調査[*2]	76
ばらつきのない判断	72
拒絶理由通知等の記載	36
審査のスピード	18
明細書の記載要件等の判断	14
審査官とのコミュニケーション	7
補正の示唆	6
発明の単一性の判断	2
その他[*3]	55

*1　有効回答数は 326 件。ただし、1 つの回答に複数の指摘が含まれる場合は指摘ごとに集計した。
*2　特に国内特許文献の調査について優れていると回答していた 10 件を含む。
*3　その他の具体例：審査の質全般、丁寧な審査など。

また、表 9 は、特許審査の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点について集計したものです。集計にあたっては、ユーザーの自由記載による回答を下記項目に沿って分類しました。

表 9. 日本国特許庁よりも他国の庁の方が優れていると感じている点：国内出願

他国の特許庁が優れていると感じる点	指摘数[*1]				
	欧州特許庁	米国特許商標庁	中国国家知識産権局	韓国特許庁	その他[*2]
拒絶理由通知等の記載	52	46	18	5	0
先行技術文献調査	57	16	6	4	0
（特に、外国特許文献の調査）	21	7	4	3	0
（特に、非特許文献等の調査）	12	4	0	0	0
新規性・進歩性等の判断	31	10	2	1	0
審査のスピード	3	9	8	10	1
ばらつきのない判断	19	2	0	0	0
補正の示唆	16	7	2	0	0
審査官の技術理解力	15	5	3	2	0
明細書の記載要件等の判断	13	4	4	2	0
面接等の意見表明機会が多い	8	5	2	0	0
発明の単一性の判断	5	1	1	1	0
その他[*3]	14	9	7	3	2

*1　有効回答数は 232 件。ただし、1 つの回答に複数の指摘が含まれる場合は指摘ごとに集計した。
*2　「その他」の具体例：「審査のスピード」はイギリス特許庁、「その他」はドイツ特許商標庁。
*3　「その他」の具体例：審査の質全般、他国の審査状況を考慮していること、各国特有の制度に関するものなど。

⑥その他のコメント（自由記載）について

アンケートに関する意見・要望が78件、審査の質全般に関する意見が38件ありました。

審査の質全般については、項目別評価と重複する意見が多数あったほか、迅速な審査の要請（20件）、安易な権利化への懸念（9件）や、情報提供の活用について（5件）、審査と審判との差異について（5件）、他国の特許庁における審査との差異（16件）などに関する意見がありました。

本アンケートに関しては、今後も継続を希望する（22件）、施策への反映を望む（6件）、結果の公表を希望する（6件）などの意見が寄せられました。

（2）国際調査等の質一般について（国際出願）

①国際調査等の質全般について

・国際調査等の質全般への評価（全体評価）では、満足しているという回答（35．4％）を含め、「普通」以上の評価が95．1％と高く、国際調査等の質全般については概ね問題ないと考えられます。
・上記評価は、特許審査の全体評価（「普通」以上の回答が88．2％）に比べて高く、これは、国際出願（PCT）の利用者として、大規模出願人（2．（1）②を参照）の割合が大きいことが一因として考えられます。

表 10 及び図 5 は、最近(1年程度)の国際調査等の質全般についての5段階評価を集計したものです。

表 10. 質全般への評価：国際出願

5段階評価	回答数	割合
5：満足	2	0.8%
4：比較的満足	85	34.6%
3：普通	147	59.7%
2：比較的不満	12	4.9%
1：不満	0	0.0%
合計	246	100%

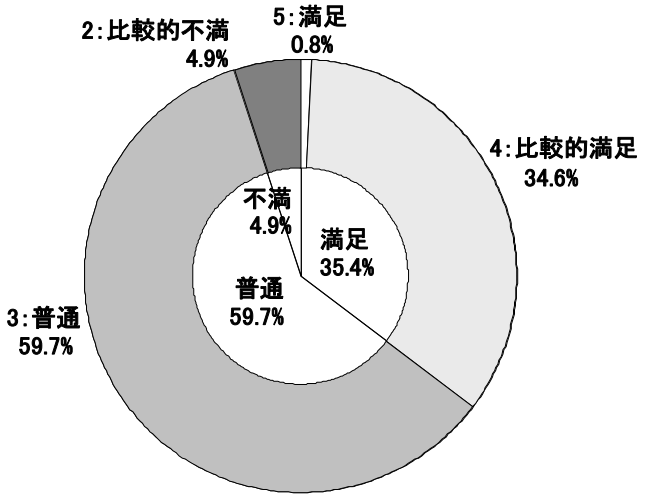

図 5. 質全般への評価：国際出願

②項目別の質の評価について

・項目別では「国内特許文献の調査」に対し満足していると回答した者の割合が54．3％でした。
・一方、「外国文献の調査」、「非特許文献の調査」、及び「国際段階と国内段階でのばらつきのない判断」に対し、不満があると回答した者の割合が高くなりました。

表 11 は、項目別の評価件数を示したもので、図 6 は、表 11 から「分からない」という回答を除いた回答内容の割合を各項目別に示したものです。

表 11. 項目別の評価:国際出願

質問項目		満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からない
国際特許分類の精度		11	73	134	0	0	28
除外対象に関する判断		13	31	79	4	0	119
単一性違反に関する判断		8	44	158	16	1	19
新規性・進歩性に関する判断		4	75	139	26	0	2
新規性・進歩性に関する見解の記載		3	83	126	31	0	3
サーチに関して	国内特許文献の調査	21	112	106	6	0	1
	外国特許文献の調査	0	33	127	60	6	20
	非特許文献等の調査	0	26	119	51	5	45
記載不備等に関する判断		6	36	156	16	0	32
審査官間・審査室間でのばらつきのない判断		0	37	153	33	4	19
国際段階と国内段階でのばらつきのない判断		5	34	125	59	5	18

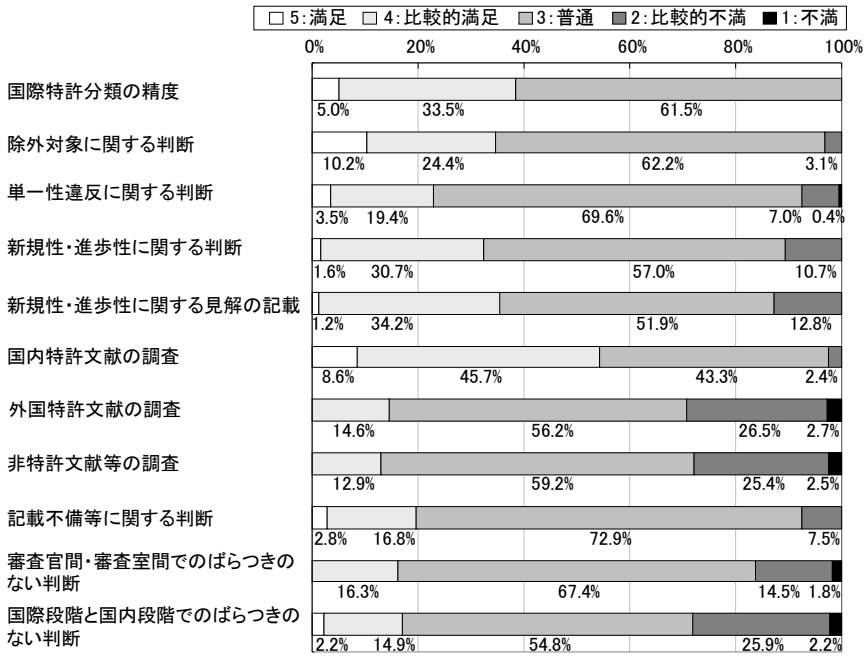

図 6. 項目別の評価の割合:国際出願

③上記各項目に関する意見・要望について

・自由記載によるユーザーからの追加の意見として、国際段階と国内段階(日本・外国)との整合性(計70件)、サーチ(35件)、特許性の判断(31件)についてのものが比較的多数でした。

図7は、上記項目別の評価に関する意見・要望等(自由記載欄による回答)について、下記の各観点、及び肯定的又は否定的意見の別で分類し集計したものです。

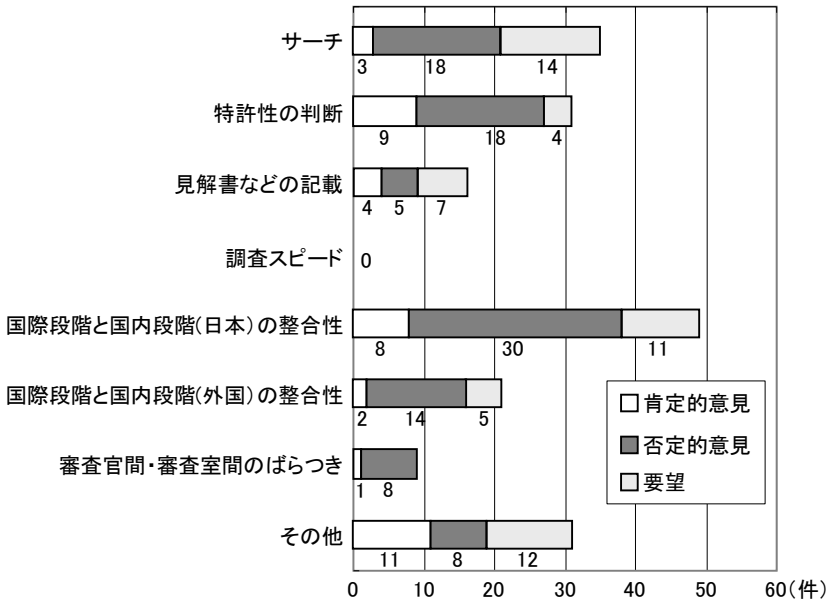

図 7. 各項目に関する意見・要望:国際出願

④他国庁との比較について

・日本特許庁が他国庁より優れている点として、「先行技術文献調査」を挙げる意見が多く寄せられました。
・一方、他国庁が日本特許庁より優れている点としては、特に欧州特許庁(EPO)における「先行技術文献調査」を挙げる意見が、上記意見と同数程度ありました。

表 12 は、国際調査等の質に関し、日本国特許庁の方が他国の特許庁よりも優れていると感じる点について集計したものです。集計にあたっては、ユーザーの自由記載による回答を下記項目に沿って分類しました。

表 12. 日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点:国際出願

日本国特許庁が優れていると感じる点	指摘数[*1]
先行技術文献調査[*2]	45
新規性・進歩性等の判断	16
見解書等の記載	11
調査のスピード	5
ばらつきのない判断	4
審査官の技術理解力	4
発明の単一性の判断	1
その他[*3]	10

*1　有効回答数は 79 件。ただし、1 つの回答に複数の指摘が含まれる場合は指摘ごとに集計した。
*2　特に国内特許文献の調査について優れていると回答していた 16 件を含む。当該 16 件中 7 件は特定の分野(自動車技術、材料、磁石関連、繊維関連、バイオテクノロジー、その他日本の出願件数が多い分野)に限って調査が優れていると回答。
*3　審査官の専門性、審査官間・分野ごとのばらつきが少ないこと、国際調査の質全般など。

表 13 は、国際調査等の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点について集計したものです。集計にあたっては、ユーザーの自由記載による回答を下記項目に沿って分類しました。

表 13. 日本国特許庁よりも他国の庁の方が優れていると感じている点：国際出願

他国の特許庁が優れていると感じる点	指摘数[*1]			
	欧州特許庁	米国特許商標庁	中国国家知識産権局	韓国特許庁
先行技術文献調査	41	10	1	0
（特に、外国特許文献の調査）	17	2	0	0
（特に、非特許文献等の調査）	9	3	1	0
新規性・進歩性等の判断	3	0	0	0
見解書等の記載	6	1	0	0
ばらつきのない判断	2	0	0	0
調査スピード	1	0	0	0
その他[*2]	2	0	0	0

*1　有効回答数は 56 件。ただし、1 つの回答に複数の指摘が含まれる場合は指摘ごとに集計した。
*2　サーチレポート、審査の質全般など。

⑤その他のコメント（自由記載）について

アンケートに関する意見として、調査の結果を実際の改善に反映させることや、今後の継続的実施への要望があったほか、具体的なアンケート手法（対象者、期間、対象案件の選定など）についての意見もいくつか挙げられました。

また、サーチ、判断、起案の記載、及び国際段階と国内段階の整合、などについて意見がありました。

（3）特定の特許出願における審査の質について（国内出願）

①アンケート対象案件における特許審査の質について（全般）

・アンケート対象となった特定の国内出願に関する特許審査の質について、「普通」以上の評価を得た案件が約85%を占めました。
・特に、満足していると回答された案件が52．1%と大半を占めました。審査の全体評価（約32%）と比較して高い割合の満足を得ています。

表 14 及び図 8 は、アンケート対象となった特定の国内出願における特許審査の質についての5段階評価を集計したものです。

表 14. 特定案件の審査の質への評価：国内出願

5段階評価	回答数	割合
5：満足	264	13.7%
4：比較的満足	741	38.4%
3：普通	631	32.7%
2：比較的不満	260	13.5%
1：不満	36	1.9%
合計	1932[*1]	100%

*1　回収されたB票 1944 件のうち 12 件については回答が不完全であったため、無効票として取り扱った。

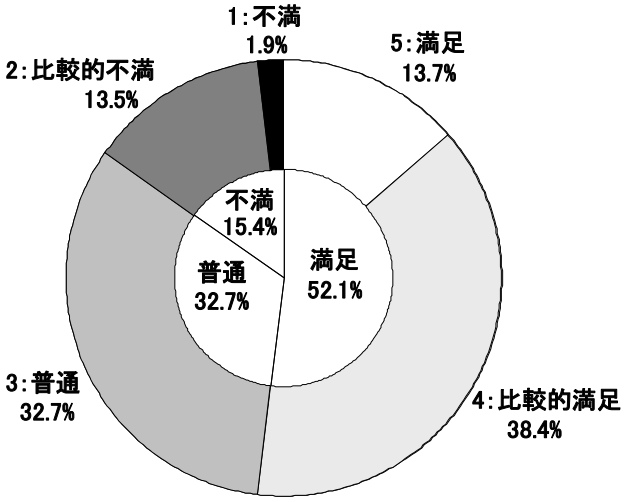

図 8. 特定案件の審査の質への評価：国内出願

②アンケート対象案件における特許審査の質について（最終処分別）

・応答なし拒絶査定案件では、不満があると回答された案件の割合が特許査定案件の場合と同程度に低く（約12%）、ユーザーの応答なし拒絶査定に対する納得感の高さを示しているといえます。
・満足していると回答された割合は、特許査定案件＞応答なし拒絶査定案件＞意見拒絶査定案件の順にそれぞれ約10ポイント高くなりました。

表 15 及び図 9 は、アンケート対象となった特定の国内出願に関する特許審査の質の評価についての最終処分別集計結果を示したものです。

なお、用語の意味は以下のとおりです。

「応答なし拒絶査定」：査定直前の拒絶理由通知に対し、出願人による意見書や手続補正書が提出されずに拒絶査定に到ったもの

「意見拒絶査定」　：査定直前の拒絶理由通知に対し、出願人による意見書や手続補正書が提出され、これを受けて拒絶査定がなされたもの

表 15. 特定案件の審査の質への評価:国内出願(最終処分別)

5段階評価	特許査定	応答なし 拒絶査定	意見拒絶査定
5:満足	215	35	14
4:比較的満足	502	149	90
3:普通	375	164	92
2:比較的不満	135	41	84
1:不満	16	4	16
合計	1243	393	296

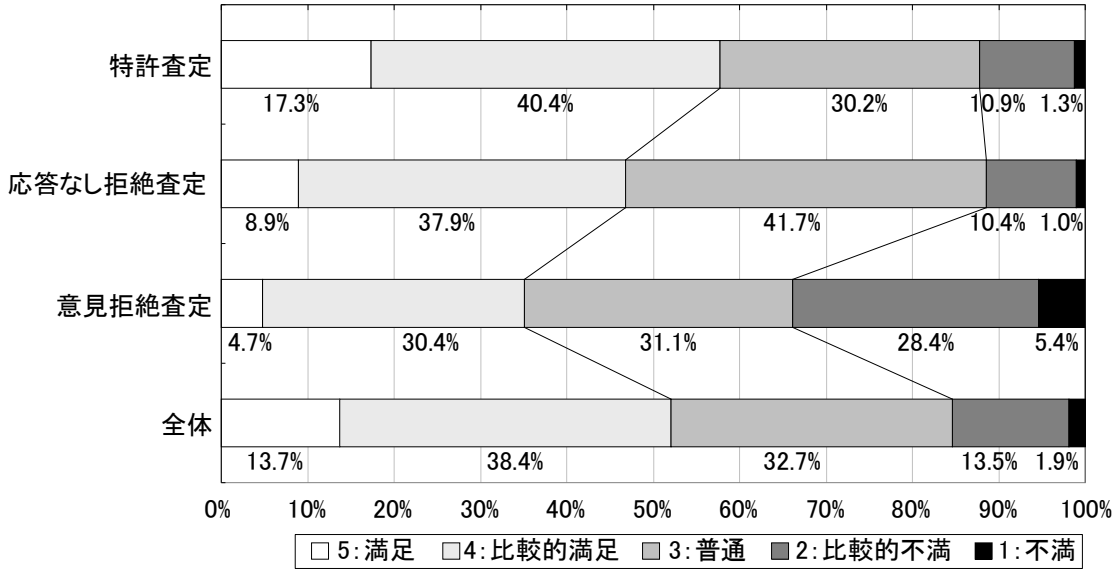

図 9. 特定案件の審査の質への評価の割合:国内出願(最終処分別)

③アンケート対象案件における特許審査の質について(拒絶理由通知回数別:特許査定)

・特許査定案件であっても、拒絶理由通知回数が多く、手続の負担が大きいほど不満があると回答された割合が高くなりました。特に、拒絶理由通知3回以上で、満足していると回答された割合は約41%と低くなりました。

表 16 及び図 10 は、最終処分が特許査定である案件における特許審査の質の評価について、拒絶理由通知回数別に細分化したものです。

表 16. 特定案件の審査の質への評価:国内出願(特許査定:拒絶理由通知回数別)

5段階評価	拒絶理由通知 なし	拒絶理由通知 1回	拒絶理由通知 2回	拒絶理由通知 3回以上	合計
5:満足	91	95	27	2	215
4:比較的満足	45	353	92	12	502
3:普通	95	218	50	12	375
2:比較的不満	4	86	39	6	135
1:不満	0	12	2	2	16
合計	235	764	210	34	1243

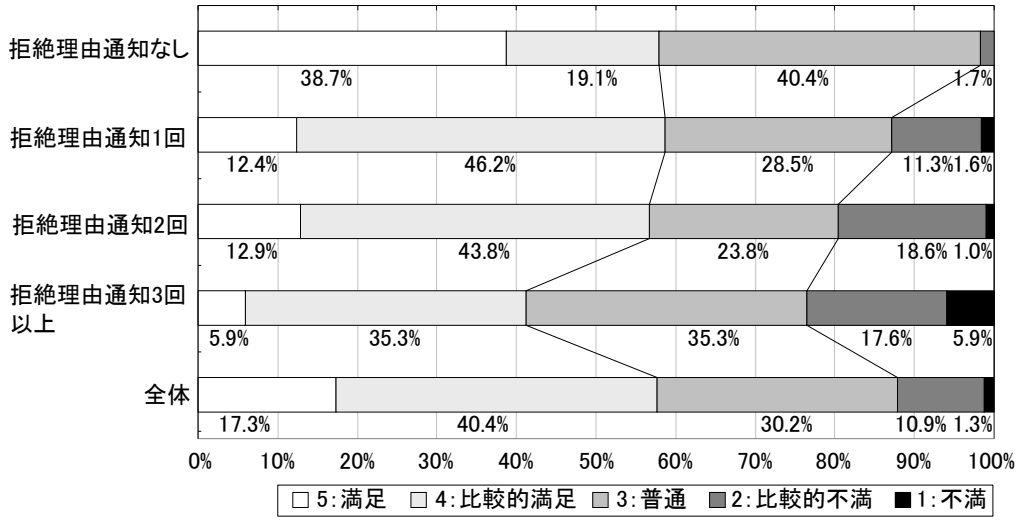

図 10. 特定案件の審査の質への評価の割合:国内出願(特許査定:拒絶理由通知回数別)

④アンケート対象案件における特許審査の質について(拒絶理由通知回数別:拒絶査定)

表 17 及び図 11 は、最終処分が応答なし拒絶査定である案件における特許審査の質の評価について、拒絶理由通知回数別に細分化したものです。

表 18 及び図 12 は、最終処分が意見拒絶査定である案件における特許審査の質の評価について、拒絶理由通知回数別に細分化したものです。

表 17. 特定案件の審査の質への評価:国内出願(応答なし拒絶査定:拒絶理由通知回数別)

5段階評価	拒絶理由通知1回	拒絶理由通知2回	拒絶理由通知3回以上	合計
5:満足	29	5	1	35
4:比較的満足	129	17	3	149
3:普通	135	27	2	164
2:比較的不満	30	10	1	41
1:不満	2	2	0	4
合計	325	61	7	393

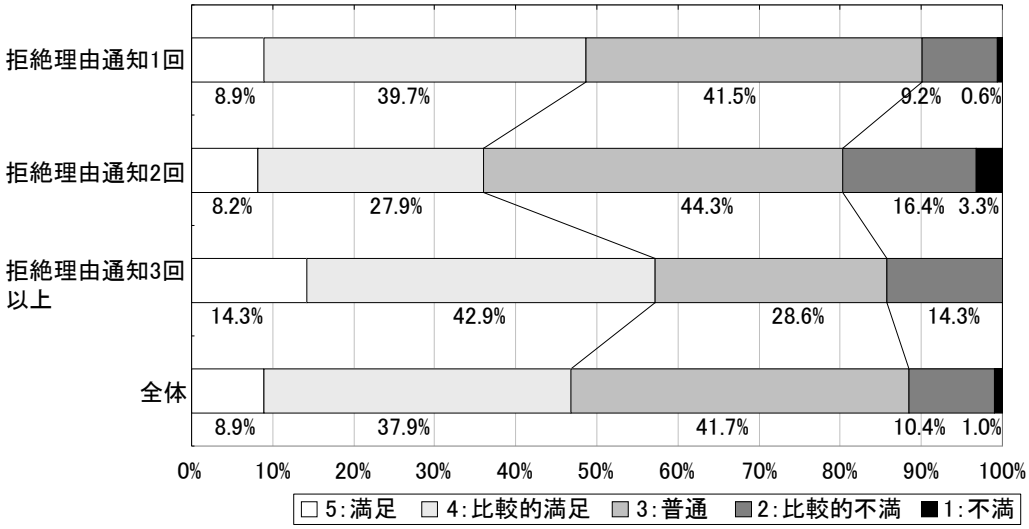

図 11. 特定案件の審査の質への評価の割合:国内出願(応答なし拒絶査定:拒絶理由通知回数別)

表 18. 特定案件の審査の質への評価:国内出願(意見拒絶査定:拒絶理由通知回数別)

5段階評価	拒絶理由通知 1回	拒絶理由通知 2回	拒絶理由通知 3回以上	合計
5:満足	11	3	0	14
4:比較的満足	65	20	5	90
3:普通	77	15	0	92
2:比較的不満	55	27	2	84
1:不満	14	1	1	16
合計	222	66	8	296

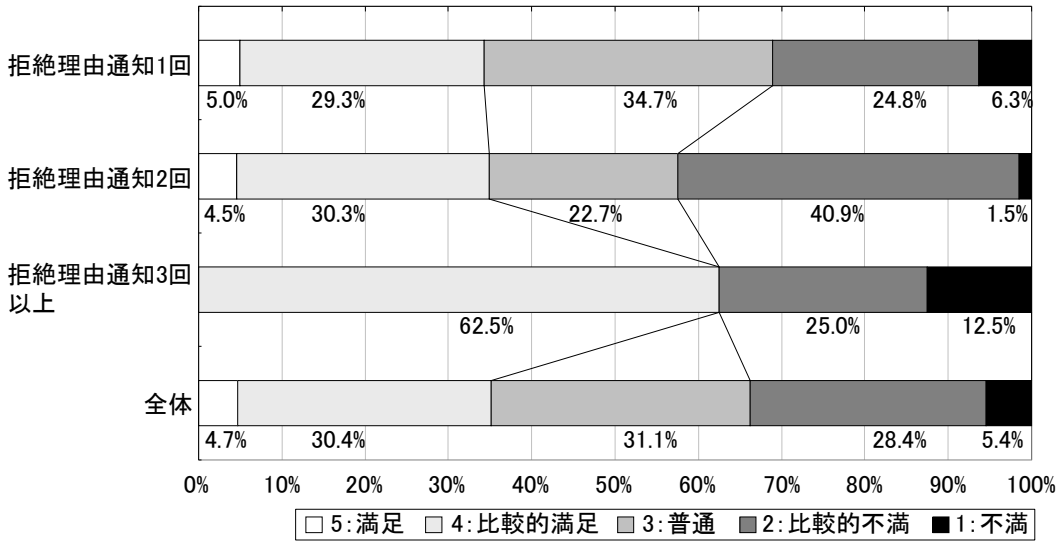

図 12. 特定案件の審査の質への評価の割合:国内出願(意見拒絶査定:拒絶理由通知回数別)

⑤アンケート対象案件における審査の質に満足している理由について

・「拒絶理由通知／拒絶査定の記載内容が丁寧で分かりやすい」及び「新規性・進歩性に関する判断が適切である」が、満足の理由として多く挙げられました。

表 19 は、アンケート対象となった特定の国内出願に関する特許審査の質について満足している(5段階評価で5または4)理由についての集計結果を示したものです。

表 19. 特定案件の審査の質に満足している理由:国内出願

満足している理由	回答数[*1]
拒絶理由通知／拒絶査定の記載内容が丁寧で分かりやすい	642
新規性・進歩性に関する判断が適切である	594
サーチ範囲・サーチ結果が適切である	286
審査官とのコミュニケーション(面接、電話等による連絡)が有用であった(例えば補正の示唆等)	44
その他[*2]	122

*1　有効回答数は 1005 件。ただし、1 つの回答に複数の理由が含まれる場合は指摘ごとに集計した。

*2　その他の例:拒絶理由通知が発せられることなく特許査定となったこと、審査官に技術内容が十分に理解されたこと、審査が丁寧で分かりやすかったことなど。

⑥アンケート対象案件における審査の質に不満がある理由について

・不満がある具体的な理由としては、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない」が最も多く、次いで「新規性・進歩性に関する判断に不満がある」が多く指摘されました。

表 20 は、アンケート対象となった特定の国内出願に関する特許審査の質について不満がある（5段階評価で2または1）理由について、オフィスアクション別に集計した結果を示したものです。

なお、これらの評価がなされた案件については、さらに詳細な分析を行いました（→3．（2）を参照）。

表 20. 特定案件の審査の質に不満がある理由：国内出願

不満がある理由	回答数[*1]（指摘率[*2]）				
	1回目の拒絶理由通知	2回目の拒絶理由通知	3回目以降の拒絶理由通知	拒絶査定	特許査定
拒絶理由通知／拒絶査定を読んでも審査官の判断または意図がよく理解できない	37（2.2%）	7（1.8%）	1（2.0%）	8（1.2%）	0
新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない	117（6.9%）	14（3.6%）	3（6.1%）	20（2.9%）	3（0.2%）[*3]
新規性・進歩性に関する判断に不満がある	88（5.2%）	17（4.4%）	4（8.2%）	42（6.1%）	5（0.4%）[*4]
引用文献が必要以上に多く提示されている	21（1.2%）	7（1.8%）	1（2.0%）	4（0.6%）	0
産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否か（第 29 条第 1 項柱書）に関する判断に不満がある	0	0	0	0	0
記載要件（第 36 条第 4 項第1号、第 36 条第 6 項）を満たしていないとする理由についての説明が十分でない	11（0.6%）	3（0.8%）	0	1（0.1%）	0
記載要件（第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項）に関する判断に不満がある	33（1.9%）	12（3.1%）	3（6.1%）	3（0.4%）	1（0.1%）
単一性違反（第 37 条）に関する判断に不満がある	7（0.4%）	0	1（2.0%）	0	0
サーチ範囲・サーチ結果に不満がある	18（1.1%）	4（1.0%）	0	4（0.6%）	4（0.3%）[*5]
審査官とのコミュニケーション（面接、電話等による連絡）に不満がある	3（0.2%）	1（0.3%）	2（4.1%）	2（0.3%）	0
その他[*6]	21（1.2%）	5（1.3%）	0	16（2.3%）	4（0.2%）[*7]

*1　有効回答数は 296 件。ただし、1 つの回答に複数の理由が含まれる場合は指摘ごとに集計した。

*2　指摘率は、各項目の回答数を、アンケート対象案件 1932 件中に含まれる各オフィスアクションの総数で割った値である。各オフィスアクションの総数は、1回目の拒絶理由通知が 1697 件、2 回目の拒絶理由通知が 386 件、3 回目以降の拒絶理由通知が 49 件、拒絶査定が 689 件、特許査定が 1243 件。

*3　不満にチェックが付されているものの、具体的な理由については記載されていない。

*4　「本願発明は既存技術の組合せであり、特許査定の前に拒絶理由通知を出すべきだったのではないか」、「意見書に記載した内容について判断を示して欲しかった」など。

*5　「公知例が多い技術分野であるにもかかわらず即特許査定となったため、サーチが十分に行われていたのかが疑問」、「他国では進歩性なしで拒絶されているため追加調査が不十分であったのかが疑問」、「優先権を伴う出願であったが請求項ごとに新規性・進歩性の判断基準日を変えて調査したのかが疑問」など。

*6　「最後の拒絶理由通知とすべきではない」、「拒絶査定ではなく最後あるいは最初の拒絶理由通知とすべき」、「参考文献ではなく引用文献として記載すべき」、「出願日の遡及効が認められなかった」、「引用文献として不適法なものが挙げられた」、「軽微な記載不備や引用文献等は1回の拒絶理由通知で済ませて欲しい」、「意見書で述べた主張を考慮してもらえていないと感じる」など。

*7　「拒絶理由のどの点が解消して特許査定となったか分からない」など。

（4）特定の国際出願における国際調査等の質について（国際出願）

①アンケート対象案件における国際調査等の質について（全般）

・アンケート対象となった特定の国際出願に関する国際調査等の質について、「普通」以上の評価を得た案件が約87%を占めました。
・特に、満足していると回答された案件が54．3%と大半を占めました。国際調査等の全体評価（約35%）と比較して高い割合の満足を得ています。

表 21 及び図 13 は、アンケート対象となった特定の国際出願に関する国際調査等の質についての5段階評価を集計したものです。

表 21. 特定案件の調査等の質への評価：国際出願

5段階評価	回答数	割合
5：満足	69	11.5%
4：比較的満足	257	42.8%
3：普通	197	32.8%
2：比較的不満	70	11.6%
1：不満	8	1.3%
合計	601	100%

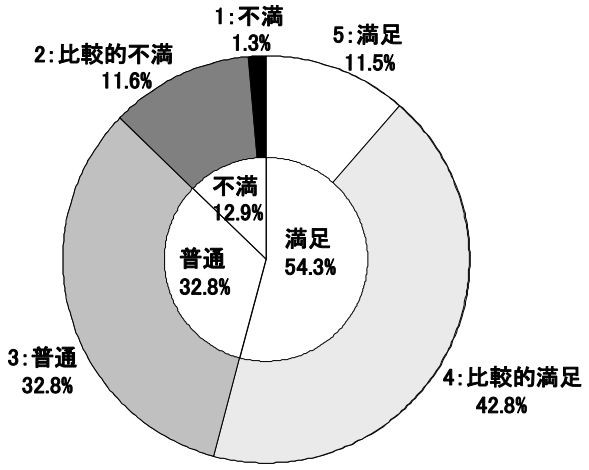

図 13. 特定案件の調査等の質への評価：国際出願

②アンケート対象案件における調査等の質に満足している理由について

・「国際調査報告・見解書等の記載内容が丁寧」、「新規性・進歩性に関する判断が適切」、及び「サーチ範囲・結果が適切」が、満足の理由として多く挙げられました。

表 22 は、アンケート対象となった特定の国際出願に関する国際調査等の質について満足している（5段階評価で5または4）理由についての集計結果を示したものです。

表 22. 特定案件の調査等の質に満足している理由：国際出願

満足している理由	回答数[*1]
国際調査報告・見解書等の記載内容が丁寧で分かりやすい	199
新規性・進歩性に関する判断が適切である	192
サーチ範囲・サーチ結果が適切である	150
その他[*2]	13

*1　有効回答数は 326 件。ただし、1 つの回答に複数の理由が含まれる場合は指摘ごとに集計した。
*2　発明の内容をよく理解していた、新規性・進歩性を有する部分が具体的に記載されていた、引用文献の引用箇所が適切に指摘されていたなど。

③アンケート対象案件における調査等の質に不満がある理由について

・「新規性・進歩性に関する判断に不満がある」、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない」、「引用箇所の指摘が不十分」が、不満の理由として多く挙げられました。

表 23 は、アンケート対象となった特定の国際出願に関する国際調査等の質に不満がある(5段階評価で2または1)理由について、国際調査報告・国際調査機関の見解書と国際予備審査報告別に集計した結果を示したものです。

なお、これらの評価がなされた案件については、さらに詳細な分析を行いました(→3.(2)を参照)。

表 23. 特定案件の調査等の質に不満がある理由:国際出願

不満がある理由	回答数[*1](指摘率[*2])	
	国際調査報告・国際調査機関の見解書	国際予備審査報告
新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない	34(5.7%)	3(7.5%)
新規性・進歩性に関する判断に不満がある	47(7.8%)	5(12.5%)
引用箇所の指摘が不十分であるため、引用文献のどの箇所に記載されているのかが分かりにくい	19(3.2%)	1(2.5%)
引用文献が必要以上に多く提示されている	3(0.5%)	1(2.5%)
除外対象に関する判断に不満がある	0	0
単一性に関する判断に不満がある	5(0.8%)	1(2.5%)
記載不備等と判断した理由についての説明が十分でない	1(0.2%)	0
記載不備等に関する判断に不満がある	2(0.3%)	0
サーチ範囲・サーチ結果に不満がある	4(0.7%)	0
付与された国際特許分類に不満がある	0	0
その他[*3]	4(0.7%)	0

*1 有効回答数は 78 件。ただし、1 つの回答に複数の理由が含まれる場合は指摘ごとに集計した。

*2 指摘率は回答数を、国際調査報告・国際調査機関の見解書の総数(601 件)または、国際予備審査報告の総数(40 件)でそれぞれ割った値である。

*3 新規性・進歩性や記載要件の判断が国際段階と国内段階とでばらついている、請求項ごとの従属関係が十分に把握されていないなど。

3. アンケート回答内容の詳細分析

(1)各評価項目と全体評価との相関分析

①分析の内容

特許審査等に対する評価(満足度)の向上に向けて、どのような点に優先的に注力するべきか把握するため、各個別の評価項目(拒絶理由通知の記載、進歩性の運用、等)の評価が、質全般への評価(全体評価)に対して与える影響について調査しました。

このような影響の強さは、一般の顧客満足度調査においてもよく行われるとおり、全体評価(特許審査の質全般に対する5段階評価)と、各個別の評価項目の評価(項目別の5段階評価)との間の相関係数の大きさにより分析することができます。

図 14 は、個別の評価項目(拒絶理由通知等の記載)の評価と、全体評価との関係を示した例です。円の大きさは当該評価の回答件数、実線は回帰直線を表しています。

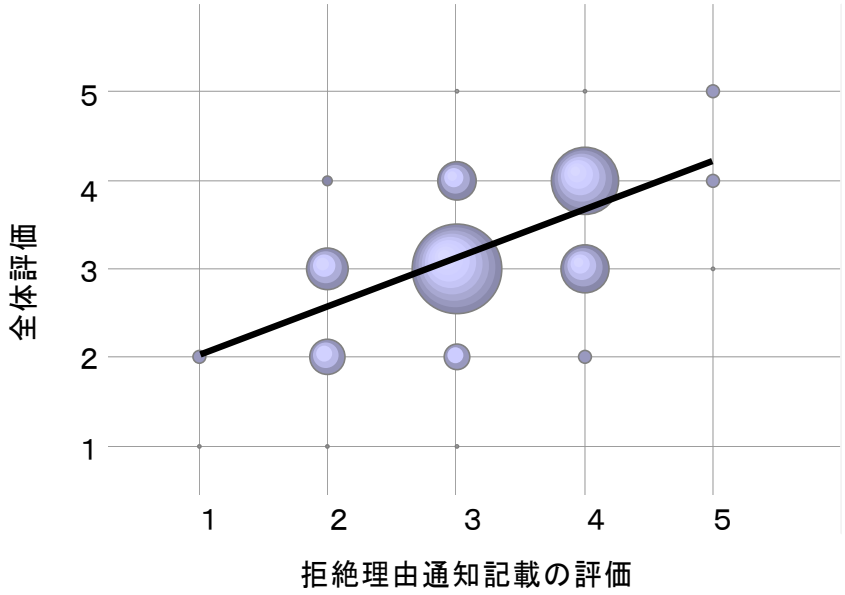

図 14. 個別の評価項目の評価と全体評価の関係(例)

②各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国内出願)

・全体評価との相関係数が大きい項目は、「拒絶理由通知等の記載」、「進歩性の運用」、及び「審査官の専門知識レベル」であり、これらの項目での評価は、全体評価に影響しやすく、特に重要な項目であるといえます。

表 24 及び図 15 は、国内出願のアンケート(A票)における各評価項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

なお、相関係数は1を最大値とするもので、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ0.5程度以上であれば、相応の(中程度の)相関があるとされます。

表 24. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国内出願)

評価項目	全体評価との相関係数
拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載	0.62
進歩性の運用	0.55
審査官の専門知識レベル	0.53
拒絶査定の記載	0.46
新規性の運用	0.46
国内特許文献の調査	0.45
審査官間・審査室間でのばらつきのない判断	0.43
記載要件の運用	0.43
審査官とのコミュニケーション	0.38
発明の単一性の運用	0.28
明細書等の補正要件の運用	0.28
外国特許文献の調査	0.28
非特許文献等の調査	0.28
第 29 条 1 項柱書の判断	0.22

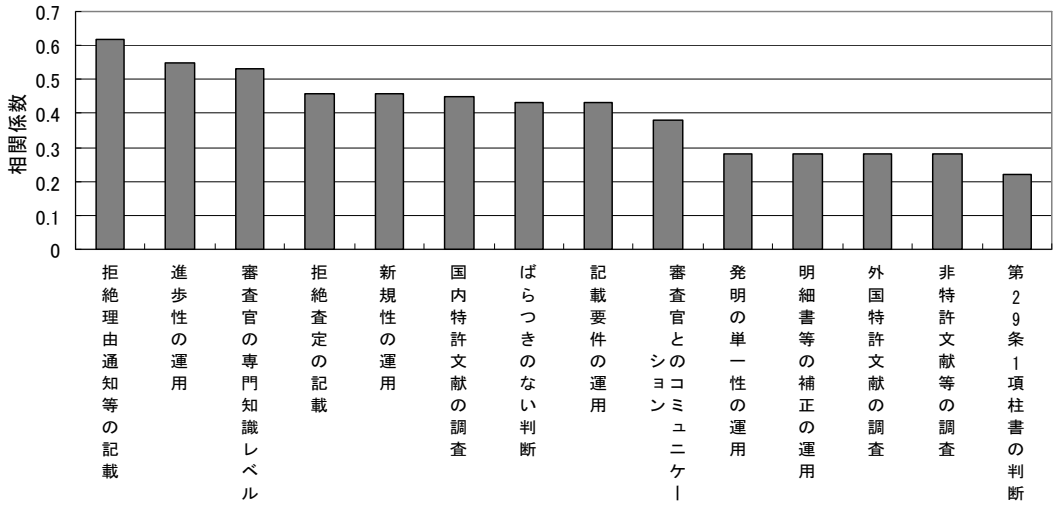

図 15. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国内出願)

③各評価項目の評価及び全体評価との相関(国内出願)

・各項目における、現在の評価(満足度)と、全体評価との相関とをあわせて考慮すると、「拒絶理由通知等の記載」、「進歩性の運用」、「審査官の専門知識レベル」、「ばらつきのない判断」、「記載要件の運用」、「拒絶査定の記載」といった項目について、改善の必要性が特に高いといえます。

表 25 及び図 16 は、各項目の評価の平均と、上記相関係数の値を表したものです。図 16 のグラフ中、特に現在の評価が低く、全体評価との相関係数が大きい項目(グラフの左上「重点課題」に近い項目)について、優先的に改善・向上を図ることが有益だと考えられます。

表 25. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数（国内出願）

評価項目	項目の評価（平均）	全体評価との相関係数
拒絶理由通知等の記載	3.21	0.62
進歩性の運用	2.92	0.55
審査官の専門知識レベル	3.16	0.53
拒絶査定の記載	3.19	0.46
新規性の運用	3.39	0.46
国内特許文献の調査	3.55	0.45
審査官間・審査室間でのばらつきのない判断	2.58	0.43
記載要件の運用	2.96	0.43
審査官とのコミュニケーション	3.46	0.38
発明の単一性の運用	2.96	0.28
明細書等の補正要件の運用	3.12	0.28
外国特許文献の調査	2.96	0.28
非特許文献等の調査	2.98	0.28
第 29 条 1 項柱書の判断	3.46	0.22

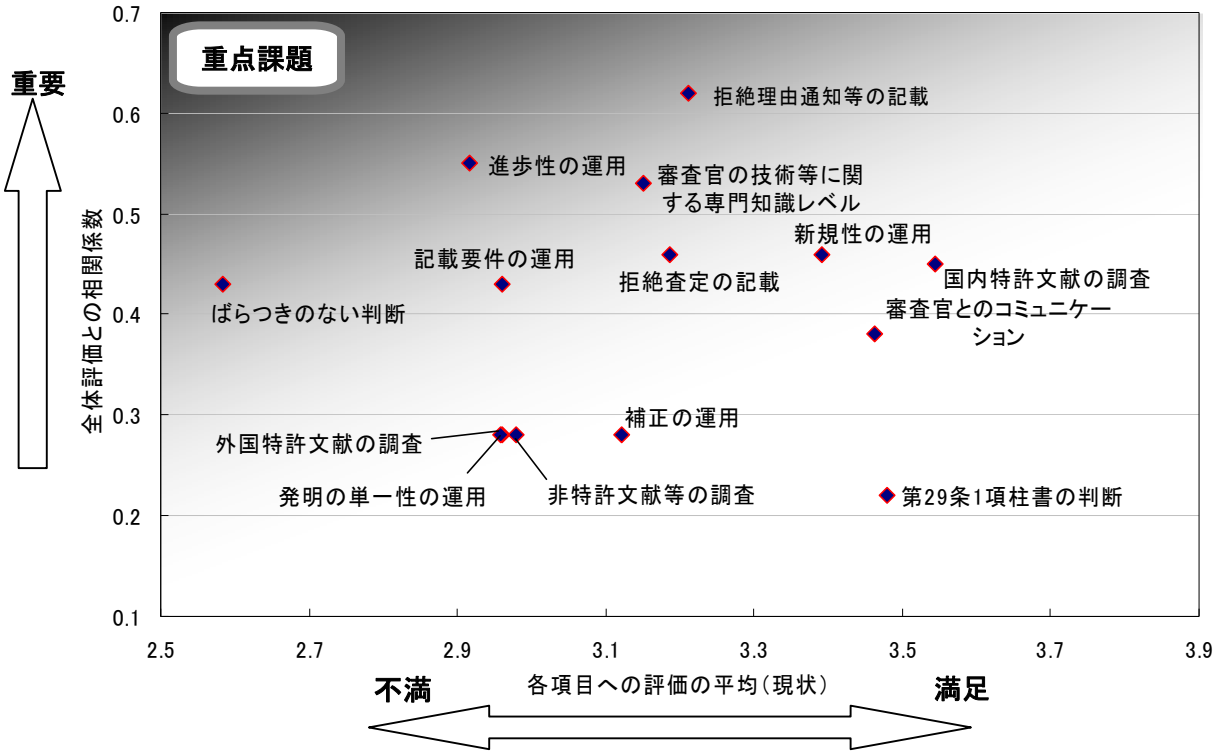

図 16. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数（国内出願）

④外国特許文献調査及び非特許文献調査における評価の影響について

> ・外国特許文献調査及び非特許文献調査に関しては、個別の評価が低くても審査の全体評価の低下への影響が小さく、逆に個別で高い評価を得れば全体評価の向上にもつながりやすいという性質（魅力的品質要素）を有しているといえます。したがって、将来的に全体評価を向上させるためには、重要な観点であると考えられます。

各個別の評価項目について、さらに詳細に相関関係を比較したところ、特に外国特許文献調査及び非特許文献調査の項目に関し、以下のような知見が得られました。

図 17 は、上記2つの項目を含めた4つの評価項目における、個別の評価（その項目の満足度）と全体評価との関係を示したもので、円の大きさは当該評価の回答件数、太い実線は二次の近似曲線を表しています。

拒絶理由通知の記載や国内特許文献調査（図中、上の2つのグラフ）など多くの項目では、各項目における評価を不満（1又は2）と回答した回答者は、全体評価について2～3を中心とした低めの回答となっています。それに対して、外国特許文献調査及び非特許文献調査（図中、下の2つのグラフ）では、各項目における評価を不満（1又は2）と回答している回答者でも、全体評価はほぼ2～4の広い範囲に分布し（図中の二重線で囲まれた部分を参照）、さほどの低下傾向が見られませんでした。このことから、外国特許文献調査及び非特許文献調査に対する評価が低くても全体評価の低下にさほど影響していないと考えられます。

しかし、逆にこれらの項目で満足（4又は5）と回答した回答者では、全体評価について4を中心とした高めの回答が多いことから、これらの項目で高い評価が得られれば、全体評価の向上につながる影響があるといえます。

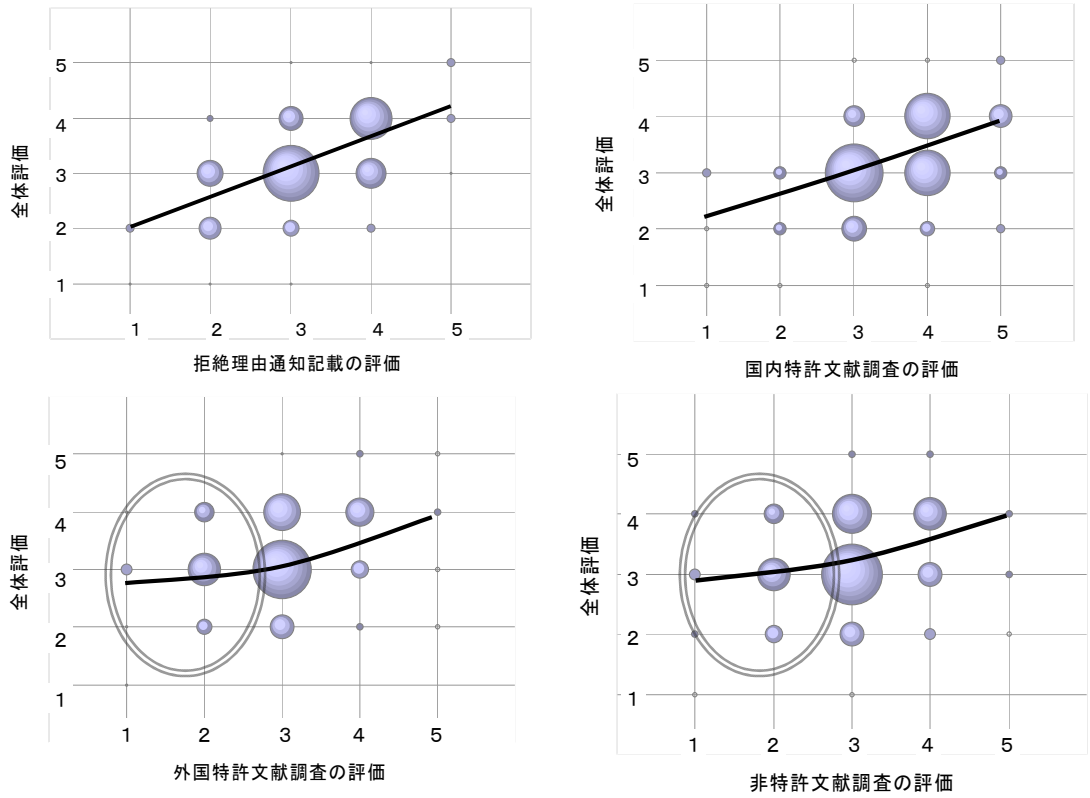

図 17. 個別の評価と全体評価の関係の比較

ここで、上記の点を、一般的な品質管理の考え方に照らすと、以下のように考察することができます。

狩野ら[6]は、品質評価における各品質要素の物理的な充足状況と心理的満足感との関係について、下記のような類型を整理しました(図 18)。なお、説明書きの括弧内は、例としてテレビに関する品質要素を挙げたものです。

・一元的品質要素
　充足されればユーザーに満足を与え、不充足だと不満を引き起こす品質要素(例:アフターサービス、省電力など)
・魅力的品質要素
　充足されればユーザーに満足を与えるが、不充足でも仕方ないと受け取られる(不満にはつながりにくい)品質要素(例:3D表示機能、スマートフォン制御など)
・当り前品質要素
　充足されてもユーザーに当り前と受け取られ(満足感にはつながりにくく)、不充足だと不満を引き起こす品質要素(例:映り具合、故障など)

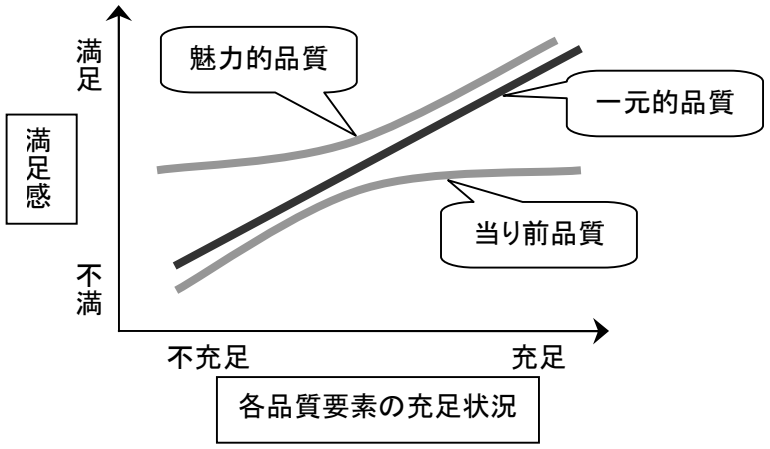

図 18. 品質要素の充足状況と全体の満足感の関係

上記の考え方は、一般に「狩野モデル」と呼ばれ、様々な対象に適用されています。
当該モデルにおける「品質要素の充足状況」及び「満足感」を、それぞれ本調査における「個別項目の評価」及び「全体評価」に置き換えて考えると、本調査における多くの個別評価項目は、一元的品質要素の特性を有しているところ、上記の外国特許文献調査及び非特許文献調査の両項目に関しては、魅力的品質要素に近い特性を有しているといえます。
すなわち、上記両項目について、現状では一定程度の割合で不満があると回答されていても、全体評価への影響が比較的小さいものの、将来的に先行技術調査の内容を充実させ、ユーザーからの全体評価を向上させるためには、重要な観点であると考えられます。

[6] 狩野紀昭、瀬楽信彦、高橋文夫、辻新一;「魅力的品質と当り前品質」, 品質 14(2), 147-156,

⑤各評価項目の評価と全体評価との相関係数（国際出願）

・国際出願において、全体評価との相関係数が大きい項目は、「新規性・進歩性に関する判断」、「新規性・進歩性に関する見解の記載」、「国際特許分類の精度」、「国内特許文献の調査」でした。

表 26 及び図 19 は、国際出願のアンケート（C票）における各評価項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

なお、相関係数は1を最大値とするもので、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ0．5程度以上であれば、相応の（中程度の）相関があるとされます。

表 26. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数（国際出願）

評価項目	全体評価との相関係数
新規性・進歩性に関する判断	0.56
新規性・進歩性に関する見解の記載	0.56
国際特許分類の精度	0.52
国内特許文献の調査	0.50
国際段階と国内段階でのばらつきのない判断	0.40
除外対象に関する判断	0.37
審査官間・審査室間でのばらつきのない判断	0.33
外国特許文献の調査	0.32
単一性違反に関する判断	0.28
非特許文献等の調査	0.28
記載不備等に関する判断	0.26

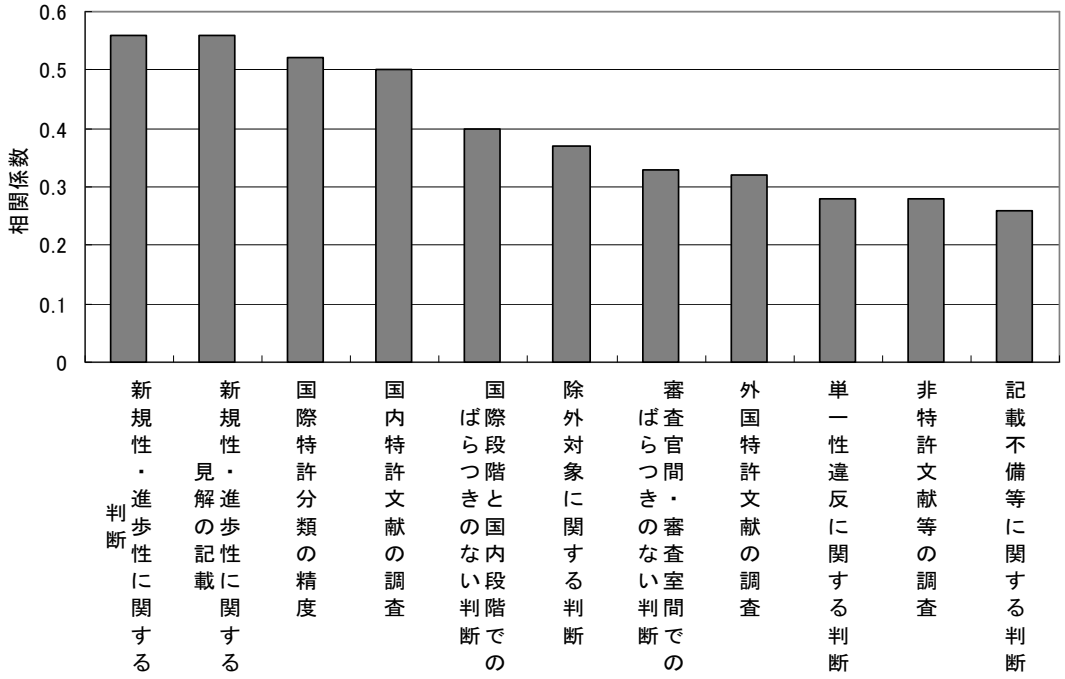

図 19. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数（国際出願）

⑥各評価項目の評価及び全体評価との相関（国際出願）

・全体評価との相関が大きい「新規性・進歩性に関する判断」、「新規性・進歩性に関する見解の記載」や、現在の評価が比較的低い「国際段階と国内段階でのばらつき」、「審査官間・審査室間でのばらつき」、「外国特許文献の調査」などについて、改善の必要性が特に高いといえます。

表 27 及び図 20 は、各項目の評価の平均と、上記相関係数の値を表したものです。図 20 のグラフ中、現在の評価が低く、全体評価との相関係数が大きい項目（グラフの左上「重点課題」に近い項目）について優先的に改善・向上を図ることが有益だと考えられます。

表 27. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数（国際出願）

評価項目	項目の評価（平均）	全体評価との相関係数
新規性・進歩性に関する判断	3.23	0.56
新規性・進歩性に関する見解の記載	3.24	0.56
国際特許分類の精度	3.44	0.52
国内特許文献の調査	3.60	0.50
国際段階と国内段階でのばらつきのない判断	2.89	0.40
除外対象に関する判断	3.42	0.37
審査官間・審査室間でのばらつきのない判断	2.98	0.33
外国特許文献の調査	2.83	0.32
単一性違反に関する判断	3.19	0.28
非特許文献等の調査	2.83	0.28
記載不備等に関する判断	3.15	0.26

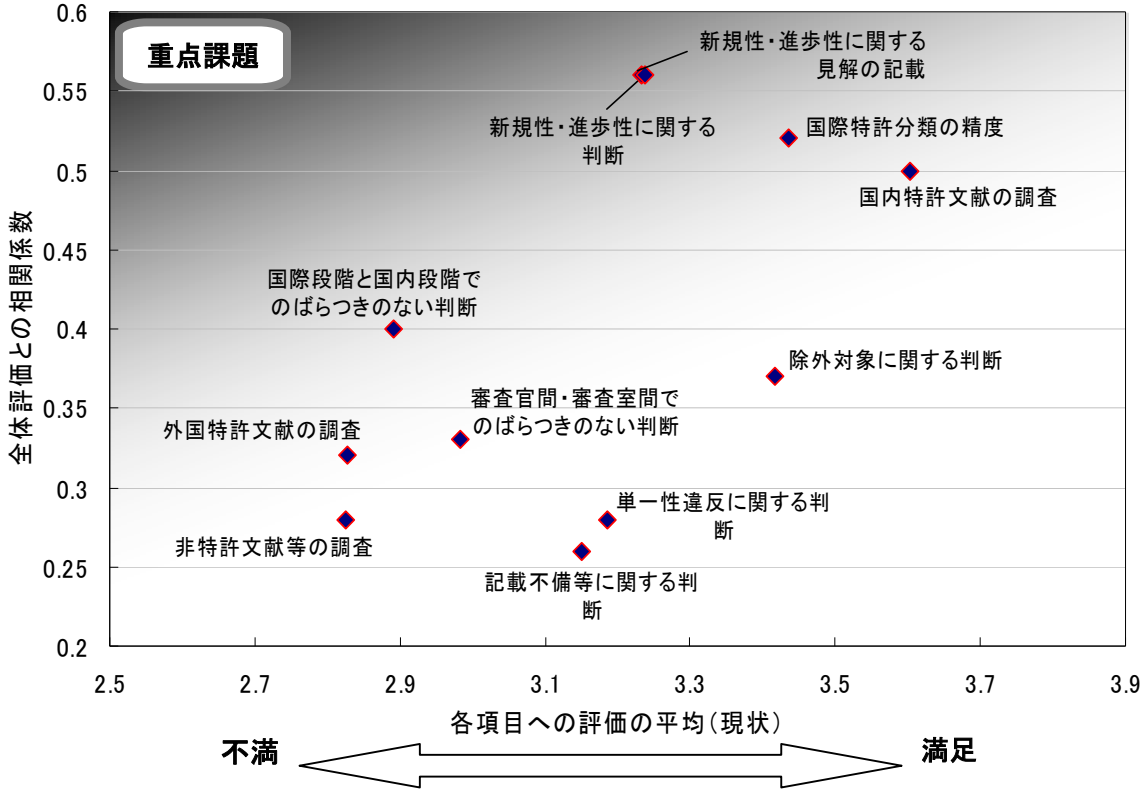

図 20. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数（国際出願）

（2）個別案件の具体的な指摘事項の分析について

ユーザーからは、アンケートの対象となった特定案件に対する意見のほか、自由記載の回答により、審査等の手続や質が良かったと思われる案件や、逆に問題があったと思われる案件について意見が挙げられました。

このうち、審査等の質が良かったと思われる案件としては、153件の国内出願案件が挙げられました。特に、審査官による丁寧な拒絶理由通知の記載や、面接及び電話応答により、充分な意思疎通を図ることができた点が良かったという旨のコメントが多く寄せられました。

また、審査等の質に問題があったと思われる案件については、295件の国内出願案件と、22件の国際出願案件が挙げられました。これらの案件に対する指摘の内容について、特定の出願について（B票、D票において）、審査の質に不満があると回答された案件への指摘内容とあわせて分析を行いました。

①分析の内容

上記のとおり、審査の手続や質に問題があったとして自由記載により回答された案件と、特定の出願に対し審査等の質に不満があると回答された案件について、具体的な指摘内容を分析しました（自由記載案件：国内出願295件、国際出願22件、特定の出願：国内出願296件、国際出願78件、合計691件）。

この分析では、アンケート回答の内容について検討し、具体的な指摘事項を図 21 に示す＃01～＃57のいずれかに分類しました。

・新規性・進歩性に関する指摘
- #01　本願発明の認定
- #02　引用発明の認定
- #03　引用文献の参照箇所の特定不十分（特定記載無しを含む）
- #04　周知（または慣用）技術の認定
- #05　周知（または慣用）技術の根拠文献の提示不十分（提示無しを含む）
- #06　一致点、相違点の判断
- #07　一致点、相違点（または対比関係）の記載不十分（記載無しを含む）
- #08　組合せ・動機づけについての判断
- #09　組合せ・動機づけの記載不十分（記載無しを含む）
- #10　設計的事項についての判断
- #11　設計的事項の記載不十分（記載無しを含む）
- #12　作用効果についての判断
- #13　請求項ごとの説明不十分（複数請求項の括り起案など）
- #14　上記以外で記載や形式に問題（日本語として理解困難、など）
- #15　その他

・記載要件（36条）に関する指摘
- #16　サポート要件（36条6項1号）の判断
- #17　明確性要件（36条6項2号）の判断
- #18　実施可能要件（36条4項1号）の判断
- #19　記載不備についての説明・記載不十分
- #20　その他

・単一性（37条）に関する指摘
- #21　単一性についての判断
- #22　単一性違反の説明・記載不十分
- #23　その他

・補正要件に関する指摘
- #24　シフト補正の判断
- #25　新規事項追加の判断
- #26　最後の拒絶理由通知後の補正要件の判断
- #27　補正要件違反の説明・記載不十分
- #28　その他

・サーチに関する指摘
- #29　サーチ範囲（検索式、時期的範囲）の設定・判断
- #30　国内特許文献のサーチ漏れ・不十分
- #31　外国特許文献のサーチ漏れ・不十分
- #32　非特許文献のサーチ漏れ・不十分
- #33　その他

・拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘
- #34　適切な文献や拒絶理由の後出し
- #35　補正等の示唆に関するもの
- #36　審査手続における権利範囲の過度な限定要求
- #37　「最後の」拒絶理由とした判断
- #38　十分な応答の機会なく拒絶査定
- #39　自社案件の特許査定の判断
- #40　他社案件の特許査定の判断

・審査判断等のばらつきに関する指摘
- #41　審査官間・審査室間のばらつき
- #42　分割等の関係で関連付けられた案件同士でのばらつき
- #43　JPOでの国際段階と国内段階とのばらつき
- #44　審判とのばらつき
- #45　他国特許庁とのばらつき
- #46　その他

・個々の審査官に対する指摘
- #47　技術理解の不足
- #48　審査官の専門性（バックグラウンド、担当部署）
- #49　法令・基準等の理解不足・適用誤り
- #50　面接や電話応対などのコミュニケーション
- #51　起案に記載された文章表現
- #52　その他

・その他
- #53　審査官のケアレスミスまたは誤記
- #54　審査のタイミングや期間管理
- #55　特定案件についてでなく、制度・運用そのものへの不満
- #56　手続に関する余分な負担やコスト増（拒絶理由への応答、審判請求
- #57　その他

図 21. 指摘事項の分類項目一覧

②新規性・進歩性に関する指摘について

・ユーザーの指摘は、その多くが今後の運用等の改善に有用であると認められるものでした。（一部には具体的な指摘内容の把握が困難なものや、ユーザーの誤解に起因するものもありました。）
・新規性・進歩性に関するものとしては、拒絶理由通知等の記載について多くのの指摘がありました。特に、「一致点・相違点の記載」（＃07）、「引用文献の参照箇所の記載」（＃03）、「組合せ・動機づけの記載」（＃09）、「設計的事項に関する記載」（＃11）について不十分との意見が多数でした。また、「請求項ごとの説明が不十分」（＃13）との指摘も多く見られました。
・新規性・進歩性の判断については、「引用発明の認定」（＃02）や「一致点、相違点の判断」（＃06）、「動機づけについての判断」（＃08）に多くの指摘がありました。

図 22 は、新規性・進歩性に関する指摘の集計結果（全指摘件数982件に対する割合）を示したものです。

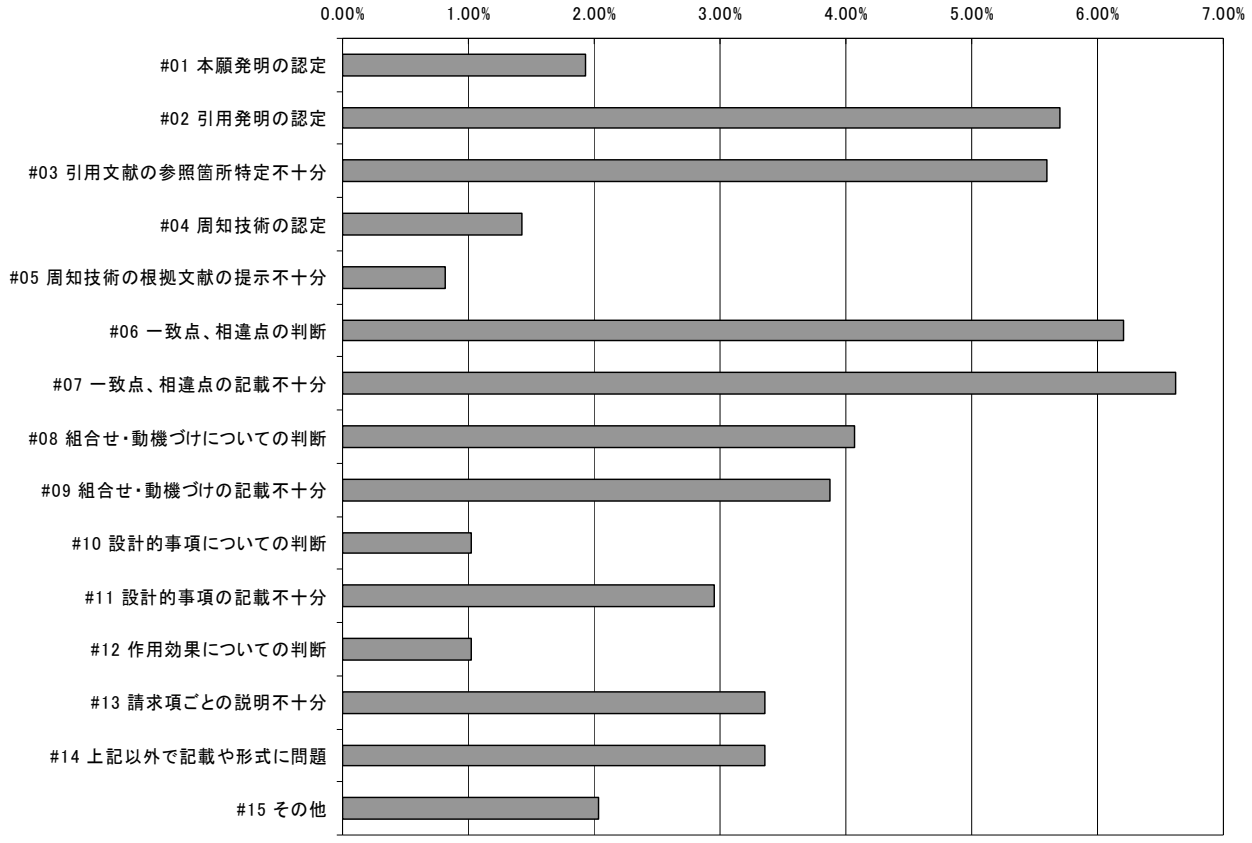

図 22. 新規性・進歩性に関する指摘件数の割合

③記載要件、単一性、及び補正要件に関する指摘について

・特に「明確性要件（36条6項2号）の判断」について多数の指摘（＃17）がありました。
・ユーザーが審査官の意図を誤解したことに起因したと考えられる指摘もいくつかありました。
・単一性（＃21～＃23）や補正要件（＃24～＃28）への指摘は少数でした。

図 23 は、記載要件、単一性、及び補正要件に関する指摘の集計結果(全指摘件数に対する割合)を示したものです。

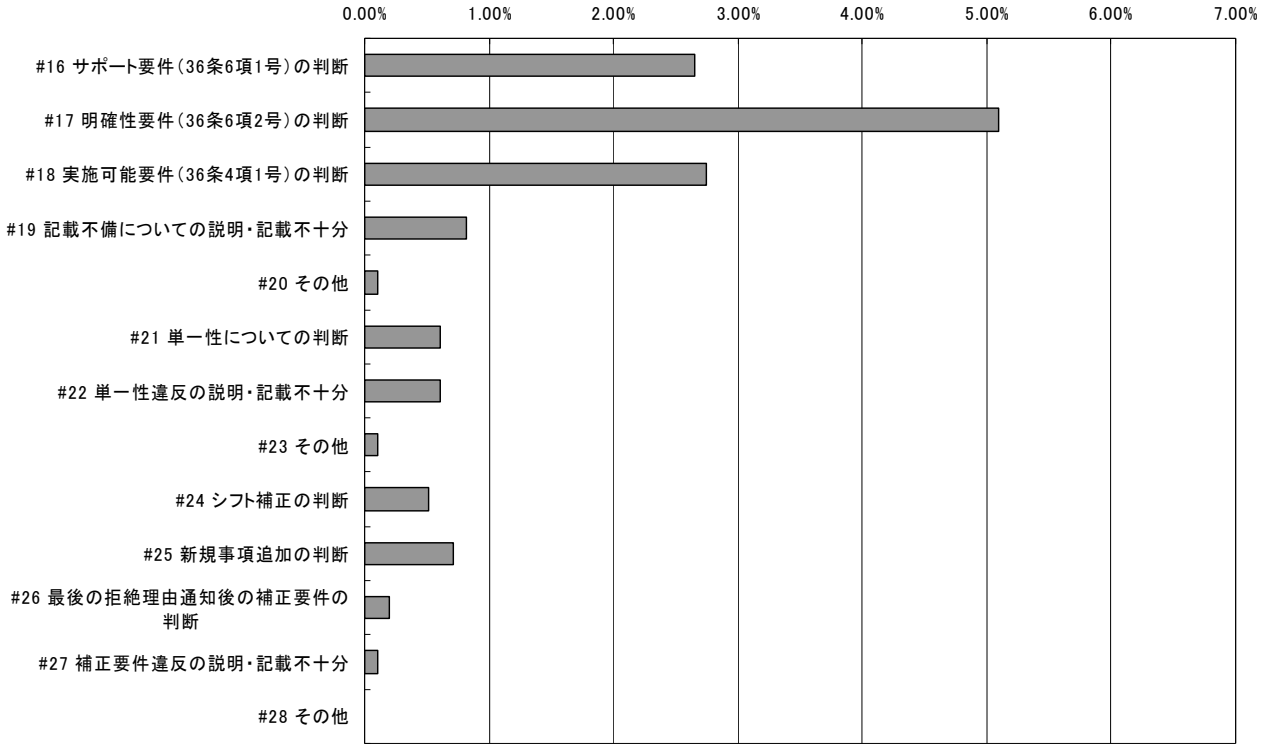

図 23. 記載要件、単一性、補正要件に関する指摘件数の割合

④サーチ、拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘について

・「適切な文献や拒絶理由の後出し」(＃34)や、「十分な応答の機会なく拒絶査定を受けた」(＃38)という点について多くの指摘がありました。

図 24 は、サーチ、拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘の集計結果(全指摘件数に対する割合)を示したものです。

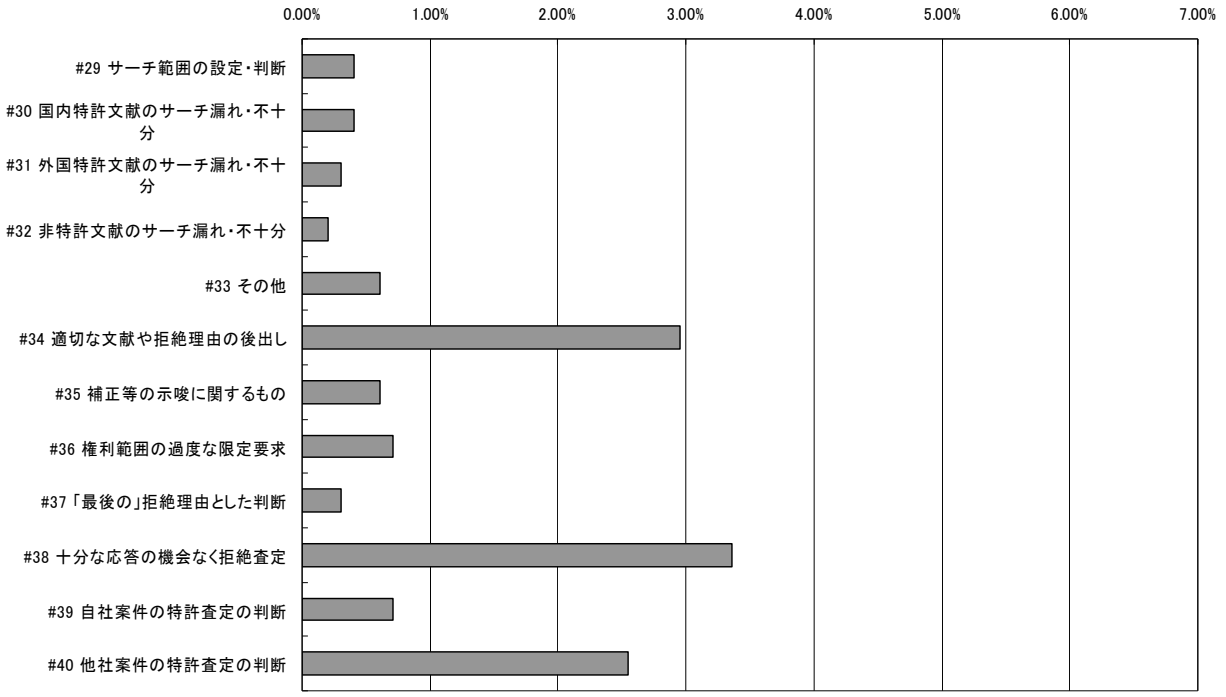

図 24. サーチ、拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘件数の割合

⑤審査のばらつき、個々の審査官、その他に関する指摘について

・審査のばらつきに関しては、「審査・審判でのばらつきに関する指摘」（＃44）が多く、次いで「審査官間又は審査室間でのばらつき」（＃41）、「分割等の案件同士でのばらつき」（＃42）、「国際段階と国内段階とのばらつき」（＃43）に関し、多くの指摘がありました。
・その他の項目では、「手続に関する余分な負担増」（＃56）、「面接や電話応対などのコミュニケーション」（＃50）、「審査官の技術理解の不足」（＃47）に関し、多くの指摘がありました。

図 25 は、審査のばらつき、個々の審査官、その他に関する指摘の集計結果（全指摘件数に対する割合）を示したものです。

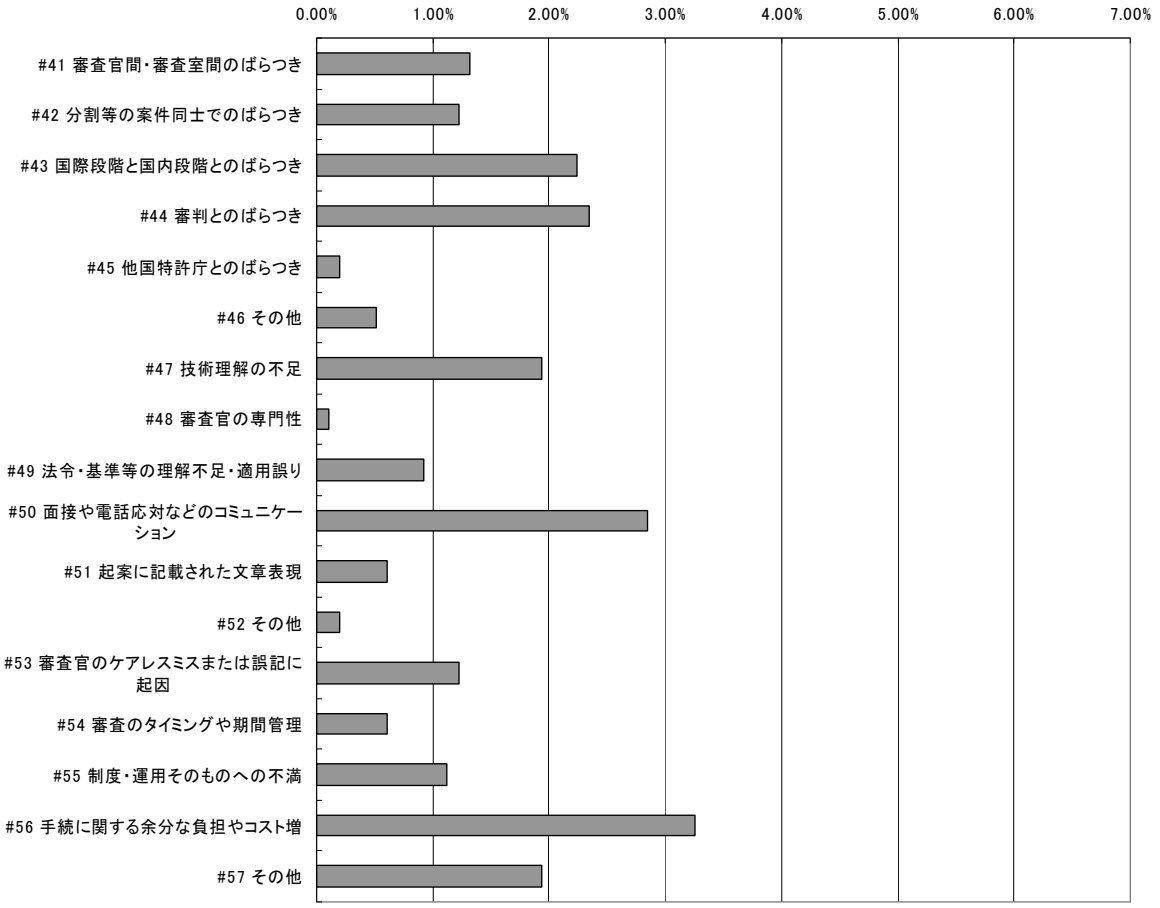

図 25. 審査のばらつき、個々の審査官、その他に関する指摘件数の割合

⑥国内出願と国際出願との指摘傾向の違い

・国際出願では、特に、「引用発明の認定」（＃02）や「引用文献の参照箇所の記載」（＃03）、「一致点、相違点の判断」（＃06）や「一致点・相違点の記載」（＃07）の指摘、及び先行技術文献調査（＃30～＃32）に関し、比較的多数の指摘がありました。一方、記載要件に関する指摘（＃16～＃20）は少数でした。

図 26 は、国内出願と国際出願とに分けて、それぞれにおける指摘件数の合計に対する各指摘事項の件数の割合を示したものです。国内出願に関する指摘事項は延べ860件、国際出願に関する指摘事項は延べ123件でした。

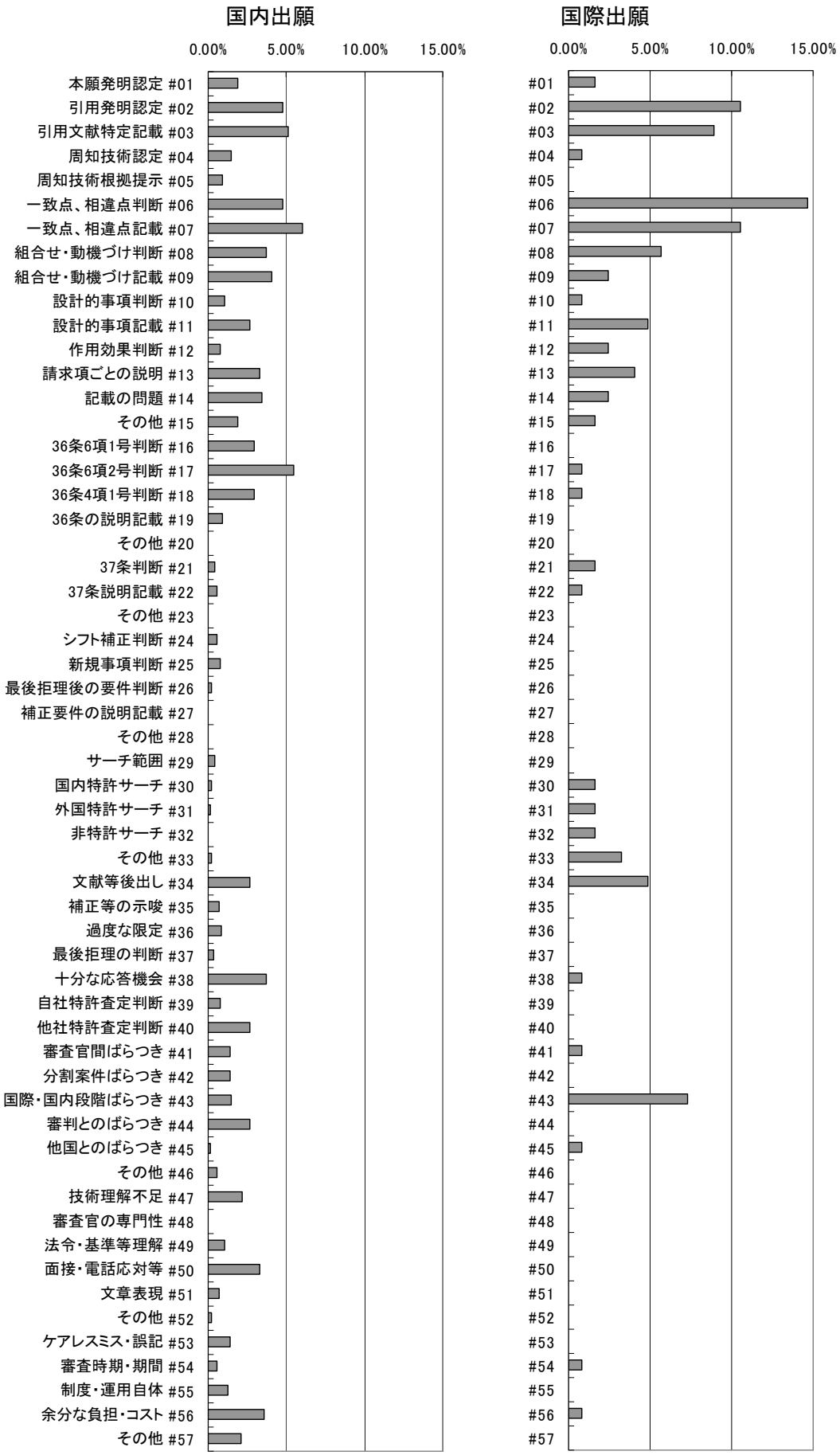

図 26. 国内出願と国際出願との指摘件数の割合

⑦自由記載案件と特定案件との指摘傾向の違い

・特定案件への指摘には、新規性・進歩性に関するもの（＃01～＃15）が多く、一方、自由記載案件には、審査等のばらつきに関する指摘（＃41～＃46）や、「他者案件の特許査定に関する判断」（＃40）のほか、「面接や電話応対などのコミュニケーション」（＃50）について多くの指摘がありました。

図 27 は、審査等の質に問題がある案件として自由回答欄に挙げられたもの（自由記載案件）と、特定の出願についての回答で、審査等の質に不満があると回答された案件（特定案件）とに分けて、それぞれにおける指摘事項の件数合計に対する各指摘事項の件数の割合を示したものです。自由記載案件に対する指摘事項は延べ460件、特定案件に対する指摘事項は延べ522件でした。

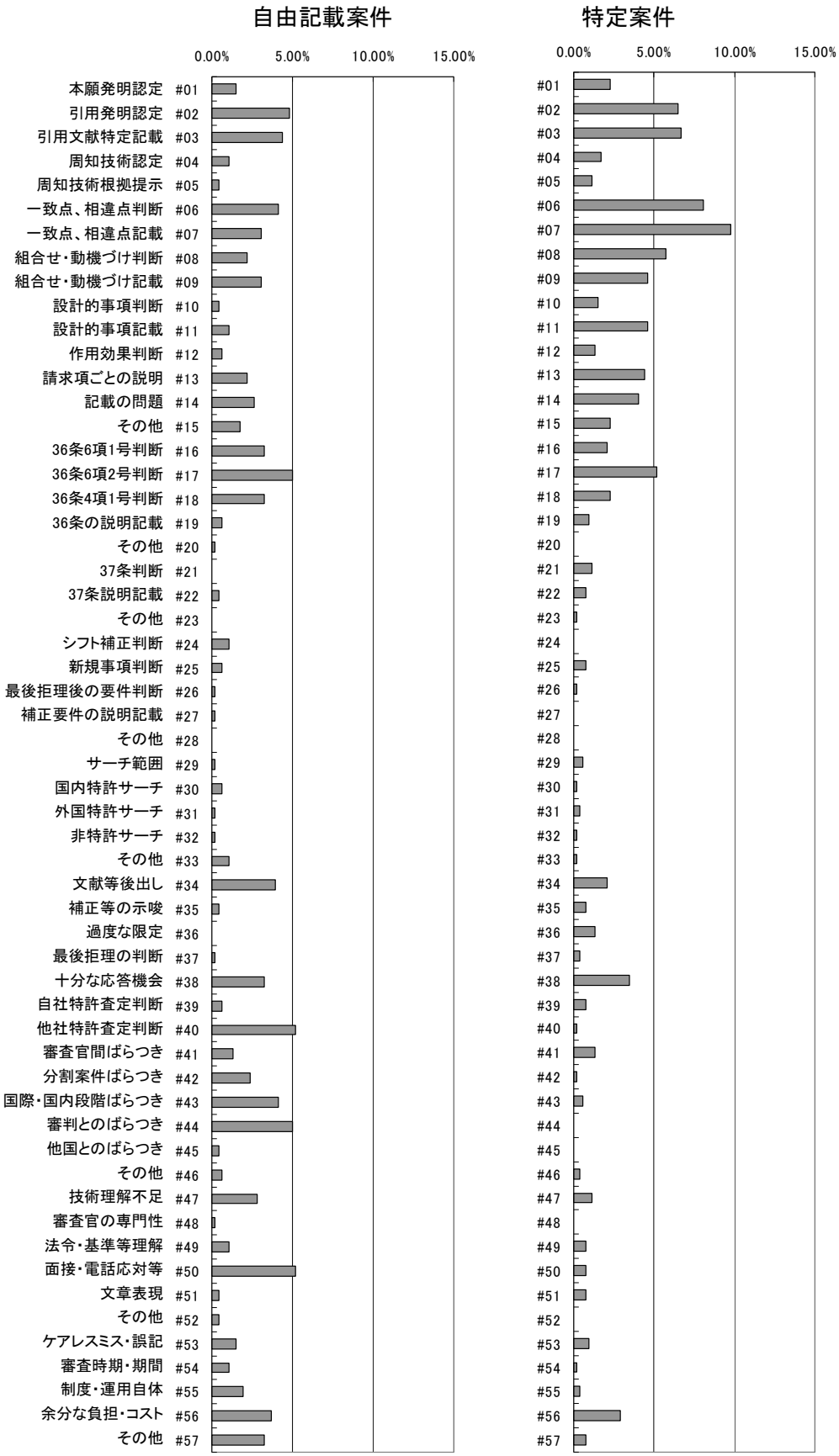

図 27. 自由記載案件と特定案件との指摘件数の割合

4. ユーザーの主な要請と留意点

アンケート集計結果及びこれまでの分析の結果から得られたユーザーの主な要請は、以下(1)～(4)のとおりです。特許審査及び国際調査等においては、これらの要請にも留意しながら、引き続きその質の維持・向上に努めてまいります。

(1)新規性・進歩性についての的確な判断と通知等の記載の充実

新規性・進歩性の判断及び拒絶理由通知の記載については、特定の出願に関する不満の原因として多く挙げられたほか(2.(3)⑥及び2.(4)③参照)、この点に関する評価は、審査の全体評価に最も影響しやすいとの分析が得られました(特に3.(1)②, ⑤参照)。

具体的には、個別案件の指摘に対する詳細な分析により(3.(2)②参照)、ユーザーからの指摘内容は、「一致点・相違点に関する認定・記載」、「引用文献に関する認定・記載」、「組合せ・動機づけ(論理づけ)に関する認定・記載」、「複数請求項のまとめ記載」の順に多く、主要な審査の判断過程が対象となっていることが分かりました。

拒絶理由通知の記載に関する個別の具体例では、下記a.～d.に挙げる事例がありました。

a. 一致点・相違点に関する記載が不十分

一致点及び相違点に関し、拒絶理由通知の記載が不足していることが指摘された例として、下記のような事例がありました。

＜事例:一致点・相違点についての説明が不足していると認められる例＞

拒絶理由通知には、下記のとおり単に「同一のものと認められる」と記載されているが、引用文献1には、本願の請求項1に特定された具体的な数式に関して全く記載されておらず、引用文献1に示された実施例がこの数式の範囲に含まれるものと認める根拠も明らかでない。すなわち、この点(具体的な数式の有無)は一見相違点と考えられるところであるが、審査官がこれをどのように判断したのか、拒絶理由通知の記載から把握できない。

> [拒絶理由(29条1項3号)]
> ・請求項1:引用文献 1
> 本願請求項1に係る発明は、引用文献1の段落[0011]－[0034], 図1－5に記載された発明と同一のものと認められる。

b. 引用文献の引用箇所や認定事項の記載が不十分

引用文献中の引用箇所(ページ、段落や図面等)の記載について指摘された例として、下記のような事例がありました。

ⅰ) 引用文献を示すのみで引用箇所が全く記載されていない
ⅱ) 引用箇所として「全文、全図」とだけ記載されている
ⅲ) 明細書の大半を引用範囲としており実質的にはほとんど特定されていない

引用文献の引用箇所を適切に特定することは、審査基準の「第Ⅸ部 審査の進め方」第2節 4.2(6)①において、「引用文献等を特定するとともに、請求項に係る発明と対比・判断をするのに必要な引用箇所がわかるようにする。」と定められています。

c. 進歩性を否定する論理づけについての記載が不十分

引用文献(及び引用箇所)を特定した記載があるのみで、審査官がその引用文献を基にどのような論理づけによって進歩性を否定したのか理解できないというもの、特に文献の組合せの動機づけについて記載が不十分な事例がありました。

＜事例:文献の引用箇所を挙げるのみで、組合せの動機づけについて記載がない例＞

［拒絶理由(29条2項)］
・請求項1:引用文献 1, 2
引用文献1の段落[0023]－[0025], 図3を参照されたい。
引用文献2の段落[0014], 図2を参照されたい。
・請求項2:引用文献 1－3
引用文献3の第2頁第10－13行を参照されたい。

どの程度の詳細な記載が必要かは事案により異なると考えられるものの、拒絶理由通知では、進歩性を否定する論理づけ(当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことの論理づけ)について、ユーザーが理解できるように、より一層配慮する必要があるといえます[7]。

d. 複数請求項についての拒絶理由のまとめ記載

例えば下記のような事例で、過度な複数請求項のまとめ記載により、請求項ごとの判断が把握しづらいとする指摘がありました。

＜事例:判断内容の異なる請求項についての見解がまとめて記載された例＞

請求項1:構成A＋B　　請求項2:構成A＋B＋ α
請求項3:構成A＋B＋C　　請求項4:構成A＋B＋C＋ β
請求項5:構成A＋B＋ β　　請求項6:構成A＋B＋C＋ γ
請求項7:構成A＋B＋ γ　　請求項8:構成A＋B＋C＋ β ＋ γ

［拒絶理由(29条2項)］
・請求項 1－8について 引用文献 1－3
引用文献1には、構成Aが記載されている。引用文献2には、構成Bが記載されており、引用文献1と課題の共通する構成Bを組み合わせることは当業者にとって容易である。
また、引用文献3には構成Aについて構成Cを加えることとその効果が記載されており、これを引用文献1に記載された構成Aにおいて採用することも当業者にとって容易である。
さらに、これらの発明において、適宜の設計変更を施すことにも格別の困難は認められない。
よって、引用文献1－3から、請求項1－8に係る発明の進歩性を認めることはできない。

---

[7] 産業構造審議会知的財産政策部会 特許制度小委員会 審査基準専門委員会が平成22年に公表した「『進歩性』のケーススタディ」(p.10)には、以下の記載があります。
「審査基準の『2.4 進歩性判断の基本的な考え方』には、以下のように記載されている。
『(1) 進歩性の判断は、･･･(略)･･･引用発明に基づいて当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことの論理づけができるか否かにより行う。』
すなわち、引用発明、本願発明の技術分野、当該技術分野の技術水準等、いろいろな要素を総合的に勘案し適切な動機づけがあるかどうかを検討し、拒絶理由通知を行う際には、その動機づけの根拠を記載する。」
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_casestudy.htm

なお、審査基準の「第Ⅸ部 審査の進め方」 第2節 4．2(2)には、「請求項ごとに判断できない拒絶理由(…(略)…)を除き、新規性・進歩性等の拒絶理由は請求項ごとに示すこととし、…(略)…その際、拒絶理由における対比・判断等の説明が共通する請求項についてはまとめて記載することができる。」と記載されています。

上記a．～d．は、いずれもユーザーとの意思疎通に問題があった事例です。審査基準には、「第Ⅸ部 審査の進め方」 第1節の1．(3)において、「出願人(代理人を含む。以下同じ。)との意思疎通の確保に留意しつつ効率的な審査をする。」との記載があるとともに、同第2節 の4．2には、「拒絶理由には、拒絶の理由を、出願人がその趣旨を明確に理解できるように具体的に指摘しなければならない。また、…(略)…第三者からみても明確でなければならない」とされており、こうした審査基準の趣旨が改めてユーザー等から指摘されたといえます。

(2)審査判断のばらつきの低減

今般のアンケート調査において(2．(1)③参照)、ユーザーからは審査判断のばらつきに対しても比較的多数の指摘が寄せられました。このようなばらつきとしては、国際調査等の評価(2．(2)②参照)や個別案件の詳細分析(3．(2)⑤参照)において、特に「日本国特許庁における国際段階と国内段階でのばらつき」に対する指摘が多く見られました。具体的な内容を確認したところ、国際段階では特許性ありとの判断をしたものについて、国内段階で(場合によっては国際調査でA 文献として挙げられていた文献により)新規性又は進歩性欠如の拒絶理由を通知した事例などがありました。

国際段階と国内段階で異なった判断がなされることで、国際段階の調査や予備審査に対する信頼を損なうほか、ユーザーのグローバルな事業展開や権利取得を妨げる場合もあることから、同等の請求項に対する国際段階と国内段階での判断が可能な限り整合されるよう求められています。

(3)外国特許文献及び非特許文献調査の充実

国内特許文献の調査に関しては、一定の評価を受ける一方(2．(1)③～(2)②参照)、外国特許文献や非特許文献の調査については、いまだ十分な評価を得られていません(2．(2)②参照)。

全体評価との相関関係の分析(3．(1)④参照)によれば、外国特許文献や非特許文献の調査に対する個別項目への評価は、これら個別項目の評価に仮に不満があっても、全体評価の低下につながりにくく、一方でこれらの項目で高い評価が得られれば、全体評価の向上につながる、いわゆる魅力的品質項目と分類できます。

したがって、これら外国特許文献や非特許文献の調査を、今後一層充実させることも有効です。

(4)その他の要請

特許審査に関する指摘では、上記の他に、①36条の運用、②引用文献等の提示、③出願人の負担に対する配慮、④面接・電話応対、についての指摘が比較的多く寄せられました。

① 36条（記載要件）の運用

個別案件の詳細な分析（3.（2）③参照）では、記載要件の中で特に36条6項2号（明確性）に関し多数の指摘がありました。これらの指摘については、今後、原因の詳細な分析を進めて参ります。

また、本願の請求項に係る発明の範囲が発明の詳細な説明に開示された発明よりも広い範囲に及ぶと認められる場合に、請求の範囲の限定や明確化を促す意図で、審査官が、文言上本願発明の範囲に一応包含される引用例によって、進歩性を否定する拒絶理由を通知したケースに対し、ユーザーから「本願発明とは技術的内容の異なる引用例で拒絶理由を受けた」と、審査官の技術理解に疑問を呈する指摘がありました。

分析の結果、このような事例では、36条6項1号のサポート要件違反を通知することが、的確な意思疎通のために有効であったと思われます。

② 引用文献等の提示

個別案件の詳細な分析では、引用文献等の提示に関する指摘として、先の拒絶理由通知に提示されなかった拒絶理由や引用文献が、後の拒絶理由通知や拒絶査定で初めて提示された点（引用文献等の後出し）や、十分な応答の機会なく拒絶査定を受けたという点の指摘が比較的多く見られました（3.（2）④参照）。具体例としては、下記のようなものが挙げられます。

ⅰ）当初の請求の範囲に対しては進歩性を否定するのに十分と認められる文献が提示されていたものの、補正を受けて追加調査した結果、さらに本願の実施例に近い文献が発見された場合。

ⅱ）最初の拒絶理由通知では、例示するまでもない周知・慣用技術として文献を提示していなかった点について、意見書での主張を受けて、新たに（例示としてではなく）引用文献を追加して最後の拒絶理由を通知した場合。

ⅰ）について、審査基準の「第Ⅸ部　審査の進め方」 第2節の「2．1　調査対象（2）調査対象を決定する際に考慮すべき事項」及び「2．2　調査の手順（3）調査の終了」には、審査官は、先行技術文献調査において、請求項に係る発明の実施例を調査対象として考慮すべき旨の記載があり、ユーザーの指摘は、これに沿うものと考えられます。

また、ⅱ）について、最初の拒絶理由通知の段階では、文献を例示するまでもない周知技術と認定していた点について、次の拒絶理由においては、引用文献に記載された発明と認定し、判断を変更したものであることから、当該手続は、最後の拒絶理由ではなく、再度最初の拒絶理由として通知すべきものであったと考えられます。

③ 出願人の負担に対する配慮

個別案件の詳細な分析（3.（2）⑤参照）では、例えば、特段の考慮すべき事情も見当たらないところ、同一の特許出願に対して同一の審査官から徒に多数回（4回、5回）の拒絶理由が通知された事例や、軽微な補正によって特許可能であることが明らかであるにもかかわらず、拒絶査定により出願人が審判手続を余儀なくされたと指摘する事例などがありました。当然のことながら、ユーザーからは、手続やコスト負担に対してより配慮した審査手続を行うことが求められています。

④ 面接・電話応対

ユーザーからは、面接や電話応対等についての意見や指摘も多く挙げられており（2.（1）⑥、3.

(2)⑤参照)、関心の高さを示しています。
具体的な指摘の中には、「審査官に発明の内容を正確に理解してもらえた」、「審査官の考えを理解することができた」及び「今後の方向性についての示唆が有益であった」等のように評価する声がある一方、「特段の理由もなく面接を断られた」等、面接ガイドラインに反する事例も一部にありました。

(5)ユーザーとの相互理解が必要な点について

アンケート回答の中には、特許庁とユーザーとの間で制度や運用についての相互理解が不足しており、ユーザーに誤解を与えていたと考えられる指摘もありました。具体的には、面接・応対に関する連絡調整等に不足があったもの、拒絶理由通知等に記載すべき内容について誤解があったと思われるもの、法令や審査基準に基づく一般的な進歩性の考え方からみて、特許性があるとの主張に明らかに無理があるもの、制度趣旨に対する理解が不十分であることに起因すると考えられるものなどです。このような点に関しては、ユーザーとの相互理解に努めていくことが重要です。

例えば、面接や応対に関して、下記のような事例がありました。面接や応対を通じた意思疎通を円滑に行うためには、ユーザー(出願人・代理人)側の協力も必要です。

＜事例:面接・応対による円滑な意思疎通のためユーザー側の協力も必要と考えられるもの＞

- 応答期限の間近に面接の要請があった(面接ガイドライン[8]の「6．不適切な面接等の事例」dの類型にあたる)ため、審査官はこの要請を受諾し得なかった。
- 代理人が審査官宛にFAXを送る際に、電話連絡を行わなかったため、審査官が面接直前までFAXの存在に気付かず、当該FAX内容への対応ができなかった。

なお、特許制度やその運用に誤解があると考えられるものとして、例えば下記の事例がありました。

・「明細書に挙げられた引用文献を審査に用いるのは、審査官の能力に疑問がある。」
→　審査は、従来技術全般をもとに、本願発明の特許性を判断するものであり、この従来技術の証拠として、明細書に挙げられた引用文献を除く理由はありません。
・「国際調査内容をそのまま国内段階の審査で用いているが、審査は独自に行われるべき。」
→　国際出願における国際調査は、当該出願が国内段階に移行した際の審査に資する先行技術文献調査を行うことを目的の一つとしており、また、国内段階の審査においては、審査負担を軽減するとともに、審査の質の向上を図るため、国際調査の成果を有効に活用することが重要です。
・「36条6項2号の拒絶理由を指摘されたが、該当部分は発明の課題解決手段とは直接関係のない部分であり不要である。」
→　特許請求の範囲の記載は、特許権の権利範囲を定めるものです。したがって、発明の課題解決手段に関わる部分かどうかに関わらず、技術的範囲について明確にする必要があります。

[8] http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_index.htm

５．今後のユーザーアンケート調査に向けて

ユーザーニーズの継続的な把握のため、平成25年度以降も同様の調査を行う予定です。今後の調査にあたっては、以下の各点を検討します。

（1）設問の構成

今回の調査の結果をもとに、不満の多かった項目（審査のばらつき、など）については、さらにその指摘内容を詳しく把握するため、設問の選択肢を詳細にすることを検討します。

また、審査等の質に満足していると回答された案件や、他者の出願案件等に対する指摘についても、より具体的な詳細分析が行えるよう、設問の構成を検討します。

（2）公開の時期、方法

ユーザーからは調査結果の公開を望む声が多いことから、集計のスケジュール等も勘案しつつ、今後の調査において結果をいつ、どのような形で公開するか検討します。

（3）特定の出願についてのアンケート内容

特定の出願についてのアンケート（B票、D票）については、例えば、拒絶理由無しでの特許査定を受けた案件や、拒絶理由に対する応答をしなかった案件等において、出願人として特段意見のない場合が多く回答が難しいという指摘がありました。回答負担を最小限としつつ有益な結果が得られるよう検討します。

（4）アンケート調査票の形式

アンケート調査票についても、今回寄せられた意見等をもとに、ユーザーの回答のしやすさを考慮して、改良を検討します。

（付録）アンケート調査票（A～D票）

【A票】　　国内出願全般についてのアンケート

お名前		ご連絡先（TEL）	

＊ご回答者のお名前、ご連絡先をご記入の上、下記【1】、【2】の問いにお答えください
なお、ご回答いただいた内容に不備等があった場合のみ、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただくことがございます

【1】特許審査の質一般について

	満足 5	4	普通 3	2	不満 1	分からない
①最近（1年程度）の特許審査の質全般についてどのように感じていますか	○	○	○	○	○	
②特許審査の質に関し、各項目1～9の評価についてお答えください						
1．拒絶理由通知等（拒絶査定除く）の記載	○	○	○	○	○	○
2．拒絶査定の記載	○	○	○	○	○	○
3．審査官間・審査室間でのばらつきのない判断	○	○	○	○	○	○
4．条文の運用に関して						
4－1．第29条1項柱書（産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否かの判断）	○	○	○	○	○	○
4－2．第29条1項各号（新規性）	○	○	○	○	○	○
4－3．第29条2項（進歩性）	○	○	○	○	○	○
4－4．第36条4項1号、第36条6項（明細書・特許請求の範囲の記載要件）	○	○	○	○	○	○
4－5．第37条（発明の単一性）	○	○	○	○	○	○
4－6．第17条の2第3項～6項（明細書、特許請求の範囲等の補正）	○	○	○	○	○	○
5．サーチに関して						
5－1．国内特許文献の調査	○	○	○	○	○	○
5－2．外国特許文献の調査	○	○	○	○	○	○
5－3．非特許文献等の調査	○	○	○	○	○	○
6．審査官の技術等に関する専門知識レベル	○	○	○	○	○	○
7．審査官とのコミュニケーション（面接、電話による連絡等）	○	○	○	○	○	○

（上記1～7の項目に関してご意見・ご要望などございましたら、この記入欄に記入してください）

8．特許審査の質に関し、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、記入欄に記入してください

（8．に関する記入欄）

9．特許審査の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば、その特許庁にチェックを入れ（複数可）、優れていると感じた点を記入欄に記入してください

□欧州特許庁（EPO）　□米国特許商標庁（USPTO）　□中国国家知識産権局（SIPO）
□韓国特許庁（KIPO）　□その他（国名も記入欄に記載してください）

（9．に関する記入欄）

【２】その他

①今回のアンケート対象となった個別案件（Ｂ票参照）以外で、審査の手続きや質に問題があったと思われる案件がございましたら、特許出願番号及び問題があったと思う理由を下記の記入欄に記入してください

ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックをしてください

☐ 担当審査官へのフィードバック可

（記入欄）

②今回のアンケート対象となった個別案件（Ｂ票参照）以外で、審査の手続きや質が良かったと思われる案件がございましたら、特許出願番号及び質が良かったと思う理由を下記の記入欄に記載してください

ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックをしてください

☐ 担当審査官へのフィードバック可

（記入欄）

③特許審査の質または、本アンケートに関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記載してください

（記入欄）

【Ｂ票】　　特定の国内出願についてのアンケート

＊ 出願番号　　（発明の名称）

・上記出願の審査に対する評価に関し、下記【１】～【３】についてご回答ください。

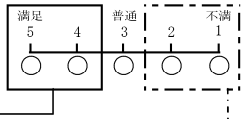

【１】本件特許出願の特許審査の質についてどのように感じていますか

上記【１】にて「５」または「４」にチェックをされた場合、
どの点に満足したのかを以下の項目から選択してチェック（複数可）してください。

- □ 拒絶理由通知／拒絶査定の記載内容が丁寧で分かりやすい
- □ 新規性・進歩性に関する判断が適切である
- □ サーチ範囲・サーチ結果が適切である
- □ 審査官とのコミュニケーション（面接、電話等による連絡）が有用であった（例えば、補正の示唆等）
- □ その他　（具体的内容：　　）

上記【１】にて「２」または「１」にチェックをされた場合、
１：具体的にどの手続きに不満があったのかをⅠ欄に記載の手続きから選択してチェック（複数可）し、
２：チェックした各手続きのどの点に不満があったのかを以下のＡ～Ｋから選択してⅡ欄にチェック（複数可）し、
３：その具体的理由を下記の記入欄に記入してください。

Ⅰ欄

- □ １回目の拒絶理由通知
- □ ２回目の拒絶理由通知
- □ ３回目以降の拒絶理由通知
- □ 特許査定
- □ 拒絶査定

Ⅱ欄

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

Ａ：拒絶理由通知／拒絶査定を読んでも審査官の判断または意図がよく理解できない
Ｂ：新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない
Ｃ：新規性・進歩性に関する判断に不満がある
Ｄ：引用文献が必要以上に多く提示されている
Ｅ：産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否か（第29条1項柱書）に関する判断に不満がある
Ｆ：記載要件（第36条4項1号、第36条6項）を満たしていないとする理由についての説明が十分でない
Ｇ：記載要件（第36条4項1号、第36条6項）に関する判断に不満がある
Ｈ：単一性違反（第37条）に関する判断に不満がある
Ｉ：サーチ範囲・サーチ結果に不満がある
Ｊ：審査官とのコミュニケーション（面接、電話等による連絡）に不満がある
Ｋ：その他

（記入欄）

【２】他の出願と比較して、本件の特許審査の質についてどのように感じていますか

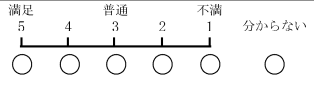

【３】ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックを入れてください

□担当審査官へのフィードバック可

【Ｃ票】　　ＰＣＴ出願全般についてのアンケート

＊下記【１】、【２】の問いにお答えください

【１】国際調査等（国際調査報告（様式210）・見解書（様式237）・予備審査（様式409））の質一般について

	満足 5	4	普通 3	2	不満 1	分からない
①最近（１年程度）の国際調査等の質全般についてどのように感じていますか	○	○	○	○	○	
②国際調査等の質に関し、各項目１～１１の評価についてお答えください	満足 5	4	普通 3	2	不満 1	分からない
１．国際特許分類の精度	○	○	○	○	○	○
２．除外対象*に関する判断（調査報告：第Ⅱ欄、見解書：第Ⅲ欄） ＊：数学の理論や事業活動、手術又は治療による人体等の処置方法などにより調査の除外となったもの	○	○	○	○	○	○
３．単一性違反に関する判断（調査報告：第Ⅲ欄、見解書：第Ⅳ欄）	○	○	○	○	○	○
４．新規性・進歩性に関する判断（見解書：第Ⅴ欄）	○	○	○	○	○	○
５．新規性・進歩性に関する見解の記載（見解書：第Ⅴ欄）	○	○	○	○	○	○
６．サーチに関して						
６－１．国内特許文献の調査	○	○	○	○	○	○
６－２．外国特許文献の調査	○	○	○	○	○	○
６－３．非特許文献等の調査	○	○	○	○	○	○
７．記載不備等に関する判断（調査報告：特別ページ、見解書：第Ⅶ、Ⅷ欄）	○	○	○	○	○	○
８．審査官間・審査室間でのばらつきのない判断	○	○	○	○	○	○
９．国際段階と国内段階でのばらつきのない判断	○	○	○	○	○	○

（上記１～９の項目に関してご意見・ご要望などございましたら、この記入欄に記入してください）

１０．国際調査等の質に関し、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、記入欄に記入してください

（１０．に関する記入欄）

１１．国際調査等の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば、その特許庁にチェックを入れ（複数可）、優れていると感じた点を記入欄に記入してください

□ 欧州特許庁（EPO）　□ 米国特許商標庁（USPTO）　□ 中国国家知識産権局（SIPO）

□ 韓国特許庁（KIPO）　□ その他（国名も記入欄に記載してください）

（１１．に関する記入欄）

【２】その他

①今回のアンケート対象となった個別案件（D票参照）以外で、国際調査等の質に問題があったと思われる案件がございましたら、国際出願番号及び問題があったと思う理由を下記の記入欄に記入してください

ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックをしてください

☐ 担当審査官へのフィードバック可

（記入欄）

②今回のアンケート対象となった個別案件（D票参照）以外で、国際調査等の質が良かったと思われる案件がございましたら、国際出願番号及び質が良かったと思う理由を下記の記入欄に記入してください

ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックをしてください

☐ 担当審査官へのフィードバック可

（記入欄）

③国際調査等の質または、本アンケートに関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください

（記入欄）

【Ｄ票】　　特定のＰＣＴ出願についてのアンケート

＊ 国際出願番号　　（発明の名称）

・上記出願の国際調査等（国際調査報告(様式210)・見解書(様式237)・予備審査(様式409)）に対する評価に関し、下記【１】～【３】についてご回答ください。

【１】本件国際特許出願の国際審査の質についてどのように感じていますか

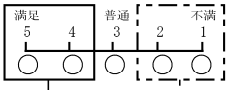

上記【１】にて「５」または「４」にチェックをされた場合、
どの点に満足したのかを以下の項目から選択してチェック（複数可）してください。

☐ 国際調査報告・見解書等の記載内容が丁寧で分かりやすい
☐ 新規性・進歩性に関する判断が適切である
☐ サーチ範囲・サーチ結果が適切である
☐ その他　　（具体的内容：　　）

上記【１】にて「２」または「１」にチェックをされた場合、
１：具体的にどの手続きに不満があったのかをⅠ欄に記載の手続きから選択してチェック（複数可）し、
２：チェックした各手続きのどの点に不満があったのかを以下のＡ～Ｋから選択してⅡ欄にチェック（複数可）し、
３：その具体的理由を下記の記入欄に記入してください。

Ⅰ欄	Ⅱ欄 A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
☐ 国際調査報告（様式210）／見解書（様式237）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
☐ 予備審査（様式409）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

Ａ：新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない（見解書：第Ⅴ欄参照）
Ｂ：新規性・進歩性に関する判断に不満がある（見解書：第Ⅴ欄参照）
Ｃ：引用箇所の指摘が不十分であるため、引用文献のどの箇所に記載されてるのかが分かりにくい
Ｄ：引用文献が必要以上に多く提示されている
Ｅ：除外対象*に関する判断に不満がある（調査報告：第Ⅱ欄、見解書：第Ⅲ欄）
　＊：数学の理論や事業活動、手術又は治療による人体等の処置方法などにより調査の除外となったもの
Ｆ：単一性違反に関する判断に不満がある　（調査報告：第Ⅲ欄、見解書：第Ⅳ欄）
Ｇ：記載不備等と判断した理由についての説明が十分でない（調査報告：特別ページ、見解書：第Ⅶ、Ⅷ欄）
Ｈ：記載不備等に関する判断に不満がある（調査報告：特別ページ、見解書：第Ⅶ、Ⅷ欄）
Ｉ：サーチ範囲・サーチ結果に不満がある
Ｊ：付与された国際特許分類に不満がある
Ｋ：その他

（記入欄）

【２】他の出願と比較して、本件の国際調査等はいかがでしたか

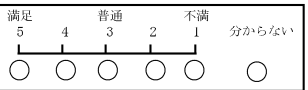

【３】ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックを入れてください

☐ 担当審査官へのフィードバック可